



HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|------------------|---|
| Title | ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（10）－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて－ |
| Author(s) | 石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi |
| Citation | 北大法学論集, 53(3), 394-352 |
| Issue Date | 2002-09-25 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/15152 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 53(3)_p394-352.pdf |



ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳(10)

— アウクトル・ヴェートウスとの比較・対照をも兼ねて —

石 川 武

目 次

凡 例

主要文献略語表

はじめに

ザクセンシュピーゲル・レーン法

| | |
|-----------|-----------|
| 巻頭言～6・2 | (以上51巻5号) |
| 7・1～13・3 | (以上51巻6号) |
| 13・4～19・2 | (以上52巻1号) |
| 20・1～24・9 | (以上52巻2号) |
| 25・1～26・8 | (以上52巻3号) |
| 26・9～32・4 | (以上52巻4号) |
| 33・1～38・3 | (以上52巻6号) |
| 38・4～42・2 | (以上53巻1号) |
| 43・1～47・1 | (以上53巻2号) |
| 47・2～52 | (以上本号) |
| 53～ | (54巻3号以下) |

おわりに

47・2¹⁾ a) いずれかの者 (=前の主君) にこうした (=証人になるべき) 家臣たちが²⁾ (必要な数だけ) おらず、^{b)} そして (前の主君が) それにもかかわらず、彼がレーン法を行う (lenrecht dun) (=自分の家臣に所領を (又) 授封する)³⁾ ことができるほど高くへールシルト (herscilt) に生まれ (つい) ていた場合、^{4)・b)} その (=前の) 主君の家臣仲間 (=上級主君の家臣たち)⁵⁾ をこの (上級主君に授封更新を求める) 家臣はこうした (=前の主君の) 家臣たち⁶⁾ の代りに (証人として) 用いることができる、^{a)} ^{c)} 彼 (=授封更新を求める家臣) が彼等、すなわち、彼の所領がそこへ (帰) 属しているところ (=上級主君の) 家臣である者たち、を。^{c)・7)}

AV 1・112¹⁾ a) いずれかの者 (=家臣) の (前の) 主君が (証人になるべき) 家臣たちを (必要な数だけ) もっていない場合、²⁾ 上級主君の家臣たち⁵⁾ が、その者 (=) の家臣たち⁶⁾ の代りに、(家臣のための) 証人になる。^{a)}

- 1) これらの条項については、石川「ヘールシルト制」(1)、1369頁および(それへの) 註・28で扱ったことがある。特に(それへの) 註・28で指摘しておいたように、レーン法47・2には構文上の問題があり、それを正しく読み解くことは必ずしも容易でないが(後註・2と4を参照)、そうした問題によって、むしろレーン法47・2がAV 1・112に補正を加えて成ったものであること(逆に、AV 1・112がレーン法47・2の抄訳であるとは考えにくいこと)が判る、ということをあらかじめ指摘しておきたい(この点については後註・4を参照)。
- 2) この件、「レーン法」の原文は Sweme der manne tosta であるが、これをショットは Wer selbst keine Mannen hat …… と訳した上で、der bedient sich im Bedarfsfalle an Stelle eigener Mannen der Gefolgschaftsleute des Herrn という(上掲・邦訳では、bーbの後につづく「その主君の家臣仲間を……」以下の) 本文に続けている (Sch., S. 294)。すなわち彼は、この「自分が家臣たちをもたない者」が(すぐ前のレーン法47・1の主君の家臣仲間を証人として用いる)「家臣」と解しているのである。(ヒルシュは、これを Wer keine mannen hat …… と訳した上で、それに続く本文の方は der mann benutzt des herren gefolgschaft (= Mitvasallen) anstatt seiner mannen としており (Hi., S. 146 mit Anm. 3)、(必ずしもそうとは断定できないものの)、少なくともショットと同じように理解したと受け取られる余地を(少なからず)残している)。しかし、そうした読み方を前提にすれば、なぜ「家臣」が「彼 (=前の主君) の家臣たちの代りに「彼の主君の家臣仲間」を証人として用いなければならないのか理解することができず、すぐ前のレーン法47・1とのつながりを説明することもできない。したがって、この件の

「家臣たちがいないいずれかの者」は、(授封更新を求める)「家臣」ではなく、(死亡した)「前の主君」と解さなければならない。ひるがえって(このレーン法47・2の底本になったと目される)AV 1・112の註当箇所原文出处は *Cuiuscumque dominus deficit in hominibus* であって、(証人になるべき)「家臣たち」をもたないのは「主君」、この条項の主人公はその「主君」の「家臣」であることに疑問の余地がまったくない。

- 3) *lenrecht dun* の語については、前出レーン法18、註・10、25・4、註・3、26・11、註・3、および、石川「ラント法とレーン法」、1618～1620頁で述べたことを参照されたい。
- 4) b-bの件は、AV に対応箇所がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、著者・アイケはなぜこの補足が必要と考えたのか、あるいは、この補足によって何を明らかにしようとしたのか。この点については、「レーン法を行うことができるほど高くヘルシルトに生まれついている」というのは、具体的には、「父から第6以上のシルトを継承した」ことを意味する、ということをまず確認しておく必要がある。前出レーン法1=AV 1・2によれば、「ヘルシルトは国王に始まり、第7(のそれ)で終る」し、前出レーン法2・1=AV 1・4、2・2=AV 1・5、1・6(前半)によれば、ヘルシルトをもたない者は(原則として)レーン能力を欠く。さらに、前出レーン法25・1=AV 1・57、1・58の註・8で述べたように、「ある者(ないし、家臣)が彼の同身分者の家臣になれば、彼のヘルシルトを(一つ)引き下げたことになる」という原則がある。したがって、法的に問題のない形で自分の家臣をもち所領を(又)授封することができるのは第6シルトをもつ者までに限られ、ヘルシルト制の最底辺に位置する第7シルトをもつ者は(「授封権力」しかもたず、「受封権力」はもたないから、少なくとも法的に問題のない形では)自分の家臣をもち所領を(又)授封することができない。以上のことを念頭において、AV(および、それに対応する「レーン法」)の註・2までの件を読み直してみると、そこでは、文言上、第6シルトをもってはいるが(授封更新を求める当註家臣以外に)(事実上)家臣を(まったく、あるいは、必要な数だけ)もっていない者と、第7シルトしかもたずそもそも法的に問題のない形では家臣を持つことのできない者とは明確に区別されていない。(仮に第7シルトをもつ者から所領を授封されてその家臣になった者があった場合、(第8シルトは存在しないから)そのシルトが(一つ)下がるという原則をそのまま適用できないことははっきりしているが、その場合、家臣になった者がどうなるかについては、AVでもまた「レーン法」でも明示的には言及されていない)。しかし、この件の補足によって、少なくとも「レーン法」に関する限り、(もともと適法には家臣をもちえない)第7シルトをもつ者の家臣になった者にはこのレーン法47・2=AV 1・112の「特典」が認められないことが明確にされている。したがってこの補足は、ヘルシルト(制)を *Hierarchie* として機能させようとする(特に「レーン法」に鮮明に見られる)志向に

もとづくもの、と考えなくてはならない。(なお、「ハールシルトに生まれついている (geboren is)」という表現については、前出レーン法 2・4 = AV 1・6 (後半)、註・1 を参照)。以上のように考えてくると、この b - b の件を (先に「レーン法」が書かれ、それを後からラテン語に訳し戻した際に) AV で「割愛」されたと考えることはまずでき (そう) ない、ということも理解されるであろう (前註・1 を参照)。ただしこの件には、原文では (前註・2 までの Sweme der manne tosta. に続けて) unde doch to deme herscilde geboren is also ho, dat he lenrecht dun mach と、構文上、ひきつづき Sweme の支配を受ける形になっている、という難点があり、せめて (たとえば unde と doch の間に) he が補われていれば、もっと理解しやすい文になったはずである。ひきつづき次註・5 を参照されたい。

- 5) この箇所の原文は、(前註・4 に引用した箇所にひきつづき) des herren husgenote nattet de man in der mannen stat となっているが、このうち des herren husgenote の語が「上級主君の家臣たち」を指すことは、AV の対応箇所が superioris domini homines となっていることから確かめられる (この点については、後註・7 をも参照されたい)。また、上掲の「レーン法」の原文を前註・2 で紹介したヒルシュ訳とくらべると、des herren (husgenote) の語が (ヒルシュ訳とは異なり) (註・2 までの文、および、その後に補足された) b - b の件の直後に位置していることが目につくはずである。それによって著者は、Sweme に導かれる文が des herren にかかわることを明らかにしたい、と考えたのであろうが、それも (前註・4 に指摘した問題もあって)、構文上、何としても無理であり、この件で著者は (もっと大胆に AV のテキストから離れて)、たとえば Of jewelk herre de manne nicht ne hevet, doch to deme herscilde geboren is also ho, dat he lenrecht dun mach, des herren husgenote…… だけでも書けば、彼の言いたいことは、読者にとってもっと理解しやすいものになったであろう。
- 6) この箇所、(in) der manne (stat) = (in loco) hominum illius の語が「前の主君の家臣たち」 (= 授封更新を求める家臣仲間) (したがって、AV の illius の語が cuiuscumque dominus) を指すことは、直前のレーン法 47・1 = AV 1・111 とのつながりから明らかであろう。
- 7) この c - c の件は、AV に対応箇所がなく、「レーン法」で補足された (と目される) ものであるが、そこまでの a - a の件が直前のレーン法 47・1 にかかわることを (より) 明確にしようとして補足されたものであることは、c - c の件の中で、特に「彼 (= 家臣) の所領がそこへ (帰) 属しているところで家臣である者」と言われていることによっても明らかであろう。すぐ前のレーン法 47・1 = AV 1・111 で扱われているのは、家臣が (死亡した) 主君の息に授封更新を求めるのではなく、(主君が息なしに死亡した場合などの事由により) 所領が上級主君にとって ledich になった (= 上級主君の手に戻った) 場合に他ならないからである。ただし、この「彼の所領がそこへ (帰) 属しているところで家臣である者」という表現につ

いては、次のような問題があ(り)る。すなわち、前条(レーン法47・1=AV1・111)、註・1でも述べたように、家臣が上級主君に授封更新を求める場合、家臣は、上級主君が自ら所領を授封するか、それとも(前の主君と少なくとも同じシルトをもつ)彼(=上級主君)の家臣を新しい主君として指定するように求め、上級主君は後者の道を選ぶことができるのだから、このc-cの件の「彼の所領がそこへ(帰)属しているところで家臣である者」というのは、必ずしも上級主の家臣とは限らず、(上級主君が指定した)新しい主君の家臣をも含む(したがって、前註・5の箇所の *des herren husgenoten = superioris domini homines* と矛盾することになる)のではないか、という疑問がそれである。しかし、この疑問は当たらない。前出レーン法15・3は、(私見によれば)、上級主君が家臣に新しい主君を指示したのに新しい主君が家臣に所領の授封を拒んだ場合、家臣は新しい主君に対しては「いかなる(証人による)立証をも必要とせず」、上級主君に対して(*mit siner manne rechte*——後述を参照)自分が(上級主君が新しい主君を指定しなければならないように、適法に)授封更新を求めたことを(証人により)立証すれば、新しい主君は家臣に対する授封を拒むことができない。つまり、この場合、事は(新しい主君のレーン法廷ではなく)上級主君のレーン法廷において審理されるのであって、家臣がそこで上級主君に対する授封更新が適法に行われたことを立証するために必要とするのは(新しい主君の家臣たちではなく)上級主君の家臣たちである。したがって、このc-cの件の「彼の所領がそこへ(帰)属しているところで家臣である者」も「上級主君の家臣」と解すべきであって、前註・5の箇所との間に矛盾はない。(また、以上のように考えると、前出レーン法42・2、註・2で *na (od. mit) siner manne rechte* の語について述べたことは、いちだんと説得力を増すはずであるが、前出レーン法15・3、註・11の末尾で述べたことには、「彼がその「レーン法廷」に欠席しその「指定」を知らなかった場合」に加えて、「彼(=新しい主君)が家臣の所領(が彼に授封されるべきものであること)を承認しない場合」を補足しなければならない、ということも判るであろう)。

256

48・1¹⁾ a)ある主君が彼の家臣の(=家臣に(又)授封していた)所領を、^{b)}その家臣が承知することなく(*ane des mannes wetenscap*)(=その家臣に知らせることなく)、^{b)・2)}彼の主君(=上級主君)に返還する(ないし、した)(*op let*)³⁾場合は、^{c)}それどころかそれ(=家臣の所領)が(その場で直ちに上級主君から)別な者(=上級主君の別な家臣)に封与された場合にも、^{c)・4)}(その)家臣は彼の年期限内に彼の所領の授封更新を(上級主君または所領を封与された「別な家臣」に)求めるべきである(*volge*)。5) (この場合)、この家臣の年期は、彼(=家臣)に彼の主君

が彼 (=主君) の家臣たちの前で、彼 (=自分・主君) が彼の (=家臣に授封していた) 所領を (上級主君に) 返還したこと (gelaten hebble)⁶⁾ を知らせた時に始まり、^{a)} ^{d)}あるいは、かの者、すなわちそれ (=家臣に授封されていた所領) をそこで (=その場で上級主君から) 封与された、あるいは (ないし、換言すれば) それ (=所領) をわがものとして占取する (ないし、した) (sek underwint)⁷⁾ 者 (=別な家臣) が、そのことを (=主君が返還した所領を自分が上級主君から封与されわがものとして占取したこと——つまり、家臣は自分に所領の授封更新を求めるべきこと——を家臣に知らせるよう) 彼 (=主君) に求め (budet) (ないし、要請し)、そしてそのことが彼 (=家臣) に主君の使者によって明らかにされる (bewiset wert) (ないし、された) 時に (始まる)。^{d)・8)}

AV 1・113¹⁾ ^{a)}誰かある主君が彼の家臣の (=家臣に (又) 授封していた) 所領を彼の主君 (=上級主君) に返還し (resignat)、³⁾ あるいは (さらに)、別な者 (=上級主君の別な家臣) が (その所領を上級主君から) 授封される (ないし、された) 場合、⁴⁾ この家臣は彼の期限内に (その) レーンの授封更新を (上級主君または新しい主君になる「別な家臣」に) 求めるべき (sequator) である。⁵⁾ この場合、この家臣の (授封を求めるべき) 期限は、彼の主君から彼 (=家臣) に彼 (=主君) の家臣二人が聞くことのできるように、(主君が) この者の (=家臣に授封されていた) レーンを (上級主君に) 返還した (resignaverit)⁶⁾ ことが知らされた時に開始され、^{a)} ^{e)}あるいは、上級主君 (自身) または (その所領を上級主君から) 授封された別な者 (=上級主君の別な家臣) が⁵⁾、判決をもって (sententialiter) (それまで) 他の者 (=所領を返還した主君) の (ものであった) 所領を (わがものとして) 占取し (sibi attraxerit)、^{7)・e)} ^{f)}また、(彼等が) 農民たちに対して、この所領に関し (ないし、この所領をもとに) 彼 (=新しい領主である自分) 以外の者には、誰にも賃料 (ないし、小作料) (censum) を支払うことなく、またいかなる者に対してもなんらかの形で勤務 (ないし、奉仕) する (serviant) ことのないように、命令した (日に開始される)。^{f)・a)} ^{g)}彼 (=上級主君の) 「別な家臣」が その者 (=所領を返還した主君) が居合わせるところで判決をもって (sententialiter) この所領を (上級主君から封与されわがものとして) 占取した (sibi attraxerit)⁷⁾ のでない限り、^{g)・10)} ^{h)}なんびとも (=所領を返還した主君のいかなる家臣も) この者 (=所領を返還した主君) の同意 (の言葉) を聞く前に、彼の主君の (=彼の主君が返還した) 所領を他の者 (=上級主君または彼からその

所領を封与されそれを占取した「別な家臣」から受領すべきでない(ないし、受領してはならない)。^{h)・11)}

- 1) このレーン法48・1 = AV 1・113は、主君が家臣に授封していた所領を(上級主君に)返還した場合、家臣がその所領の授封更新を求めるべき「年期」(ないし、「期限」)がいつから始まるか、という問題を扱っているが、あらかじめお断りしておくのと、以下に掲げる邦訳は一般的な理解とは大きく異なっている。そうした訳に踏み切りざるをえなかった理由については、次註・2以下の後註で逐次述べることにするが、そのことに関連して注意しておきたいことが三つある。① AV 1・113とくらべると、レーン法48・1にはかなり大幅な「改訂」が施されており、そうした「改訂」がなぜ行われたのかを考え(それに沿って解釈し)なければならない、ということ。② これらの条項を次のレーン法48・2(その冒頭の部分 = a-aの件は、われわれのTextでは、後註・10と11で述べるように、もともと AV 1・113の末尾 = g-g、h-hの件に改訂を加えたものと解されるので、それ)との関連において(=それと矛盾しないように)理解しなければならないこと。③ 家臣(このレーン法48・1 = AV 1・113の「主君」)による所領の返還については、前出レーン法39・1 = AV 1・95でも扱われており、このレーン法48・1 = AV 1・113の読解に当たっては、当然そこで述べられていたこと(=家臣は所領を返還した場合、所領についての「占有権」(were = possessio)は失うものの、所領を引き戻すべき期限内は(否認)宣誓をもって所領の返還(の事実そのもの)を否認(つまり、実質的には撤回)できるとして、(所領の)「引き戻し権」が特に手厚く保障されていること、ただしその際、所領が(直ちに)家臣の面前で(彼の異議申立なしに)他の家臣に封与された場合はもはや宣誓をもって返還を否認(=撤回)できない、とされていること)を前提して(それと矛盾しないように)理解しなければならないこと。以上の3点がそれである。
- 2) b-bの件、ane des mannes wetenscap は、AVには対応箇所がなく、「レーン法」で補足されたものであるが、この一句によって著者が言いたかったことは、(補訳で述べたように)「主君がその家臣に知らせることなく」ということであり、したがって、「レーン法」では、家臣が(たまたま)主君による所領の返還の事実を知っても、家臣が(上級主君に対し)所領の授封更新を求めるべき年期は始まらない、とされていることになる(なお、現代語でも ohne mein Wissen と言えば、「私に知らせ(もせ)ずに、私には内証で」という含意になる)。レーン法48・1は、後述するように、この点を軸に一貫して AV 1・113を改訂していると解されるので、特に注意しておきたい。
- 3) oplaten = resignare の語については、前出レーン法16 = AV 1・42、註・3を参照。なお、後註・6をも参照されたい。
- 4) この件、「レーン法」に「その場で直ちに」という補訳を加えたのは、ここで扱わ

れているのは前出レーン法39・1=AV 1・95の末尾(前註・1を参照)またはレーン法39・3のケースである、と考えたからであるが、そう考える理由をも含めて、この点については後註・8~11で述べることを参照されたい。

- 5) volgen = sequi の語については、前出レーン法2・6=AV 1・7、註・3を参照。
- 6) この箇所の *laten* の語については、前出レーン法16=AV 1・42、註・3を参照。
 なお、この箇所の *laten* の語が *oplaten* と同義であることは、AVの対応箇所(前註・3の箇所と同じく) *resignare* の語が用いられていることによって確認される。
- 7) この場合、「占取する」(*sek underwinden* = *sibi attrahere*)ということが具体的に何を意味するかについては、後註・8と9で述べることを参照されたい。なお、「[レーン法]の *sek underwinden* に対応する) AVの (*sibi*) *attrahere* の語には、J. F. NIERMEYER, *Mediae latinitatis lexicon minus*, S. 69によると、(中世語では) *acquirir*, *s'approprier* の意味がある。
- 8) この *d - d* の件、原文では *oder jene dat eme budet, deme it dar gelegen is, oder sek gudes underwint, unde eme dat mit des herren boden bewiset wert.* であるが、これをヒルシュは *jener, dem es verliehen ist* (= *der neue Herr*, vgl. S. 147, Anm. 6), *ihm das mitteilt oder sich des gutes bemächtigt und durch einen boten seines herren eingewisen wird.* と訳し(Hi., S. 147)、ショットも (*ihm dies mitteilt* と *das* の語を *dies* に変えただけで) これに追随している(Sch., S. 294)。しかし、こうした解釈には幾つも疑問があって、とうていそれに従うわけにはいかない。

① *budet* の語(その不定詞は、Text, S. 160, 222によれば *beden*, Ho., II 1, S. 567によれば *bieden*)は、ザクセンシュピーゲルのほかの箇所では *mitteilen* の意味で用いられていない。(Text, S. 222によれば、*beden* の語は 1) *erbieten*, *anbieten*, 2) *gebieten*, 3) *bieten* を意味し、Ho., a. a. O.によれば、*bieden* の語は a) *bieten*, *anbieten*, *erbieten*, b) *gebieten*, *anbieten* を意味するが、(現代語の *gebieten* にも *dringend heischen* の意味があるだけでなく)、Ho., II 1, S. 563によれば、*beden* の語は(その3人称・単数・現在は *bedet* とされているが)、a) *bitten*, *heißen*, *auffordern*, b) (*bieden* の語に代えて用いられ) *bieten* の意味もある、という)。

② 原文の *dar* の語が訳されていない(=「別な家臣」がいつどこで問題の所領を上級主君から封与されるのか、という問題が無視されている)。

③ この場合(に限って)、なぜ「別な家臣」が直接に(まだ自分の家臣でない)(前の主君の)家臣にその主君が所領を返還したことを知らせるのか、また、なぜそれが(所領を返還した)主君自身による返還の通告に代わることができるのか(後述・⑥をも参照)。

④ 「別な家臣」が所領を「占取する」というのは、具体的にいかなることを言い、所領を「封与された」と(特に時間的に)どのように関係するののか。(⑤と⑥で後述するように、上掲・独訳では、「占取する」とは所領を(現実)「占有(・支配)する」ことであり、時間的には「封与された」後にそれとは別に行われる、と解されているように見受けられるが、そうした理解は正しいのか)。

⑤ 上掲・独訳では *bewisen* の語が *einweisen* (=「(占有)指定する」の意味に解されている。(因みに、

この解釈はホーマイヤーに遡る——Ho. II 1, S. 228のコメントを参照)。(この解釈にはそもそも特に前出レーン法10・3で指摘したような問題があるが)、仮に(通説を前提して) bewisen の語をそのように解すると、この d-d の件では、(所領の「占有(・支配)」に先立って行われるはずの——前出レーン法10・3=AV 1・30を参照)「占有指定」(Einweisung) が所領の「占取」(前出・④を参照)の後に行われていることになる。⑥ bewisen の語を(通説の意味での) einweisen (=「(占有) 指定する」の意味に理解すると、「使者」は(所領を「占取」する)「別な家臣」の許へ送られ、それを送った de(s) herre(n) は「上級主君」ということになり、事実、ホーマイヤーは、⑤で上述したコメントにおいて、明示的にそう述べているが、なぜ「別な家臣」(=この条項の主人公である「家臣」にとっては「新しい主君」)が上級主君の使者を通じて所領の「占有指定」を受ければ、それが(所領を返還した)主君(自身)、あるいは、新しい主君(上述・③を参照)による(所領返還の)通告に代わることになるのか、まったく理解できない。⑦さらに、AV 1・113の対応箇所と比較すると、(次註・9以下の後註で述べるように)、「レーン法」の d-d の件はそれを大幅に改訂していることは明らかなのに、上掲・独訳では AV の対応箇所における問題点は解決(ないし、是正)されないまま残り、さらに、⑥で述べたような新しい疑問さえ生まれることになる。

上掲・邦訳は、以上のような問題をも念頭において、このレーン法48・1のケースを次のように理解したものである。この条項は、主君が家臣に授封していた所領を上級主君に返還した場合、家臣がその所領の授封更新を上級主君に対して求めるべき年期は、基本的には、(主君が上級主君からその所領の引き戻すべき(ないし、引き戻しうる)年期内については)主君が家臣に所領返還の事実を知らせた時に始まる、としている。これは、前出レーン法39・1で述べられていた(前註・1、③を参照)家臣(レーン法48・1の「主君」)が所領を返還した場合の(所領の)「引き戻し権」の手厚い保護(ないし、保障)を言わば裏から述べたものであって、主君が所領の返還を家臣に(公然と)知らせることは、主君自身が、所領を最終的に断念した(=所領についての「すべての権利」を放棄した、つまり、もはや所領の返還を「撤回」したり、所領を引き戻したりすることはない)という意思表示をしたことである、という考え方にもとづいている。ただし、主君が所領を返還した際、その所領が直ちに(主君が返還の条件として望んだように——前出レーン法39・3を参照——、あるいは主君が異議を申し立てずに——前出レーン法39・1=AV 1・95を参照)その場に居合わせた(上級主君の)「別な家臣」に封与されることもある(上記・②を参照、なお、この場合、主君が所領についての(占有権だけでなく)「すべての権利」を失うことに注意されたい)。そこでレーン法48・1は、そうした場合のことも併せて述べており、(私見によれば、この場合、家臣の年期は(上級主君ではなく)(それまでの)「主君」が(新しい主君の求めに応じ)使者を通じて「彼の家臣」にその事実を知らせ(新しい主君に対して授封更新を希求するよう促し)た時に始まる、としている。(特に、主

君が返還の条件として望んだ通りに所領が「別な家臣」に授封された場合には、(それまでの)「主君」と「別な家臣」(=新しい主君)は親しい関係にあると考えられるから、後者が前者に家臣に対する通告を要請することは不自然ではあるまい)。なお、主君が上述の場合に使者を通じて家臣に通告しなかったならばどうなるのかという問題は、次のレーン法48・2の冒頭(a-a)の件に含まれていると解される。また、上掲・邦訳では、原文中の *oder sek des gudes underwint* の件を、すぐ前の *deme* に導かれる副文章 (*deme it dar gelegen is*) に属すると解している。これは、「占取する」(*sek underwinden*) の語を次註・9で述べるように理解した上でのことであるが、この解釈には構文上明らかに問題があり、もし私見のようなことを言いたいのであれば、ほんらい *oder* と *sek* の間に *de* (あるいは、——その例もあるが——せめて *he*) の語がなければならないはずである。しかし、これと同じ構文上の問題は、この条項のすぐ前に位置するレーン法47・2の(「レーン法」で補足された) *b-b* の件に見られること(同条への註・4を参照)から(「レーン法」でそれと同時に改訂されたと目される)この48・1に同じ構文上の問題を抱えた文が見られても不思議ではないと考えて、敢えて上掲のような邦訳に踏み切ったものである。

- 9) この *f-f* の件で述べられていることは、*sententialiter* の語が(「上級主君」にもかかるのか、また、それは)どのような事態にかかわるのか、という問題を暫く措けば、次のような趣旨であることは明らかであろう。すなわち、主君が(家臣に授封していた)所領を上級主君に返還した場合、上級主君(自身)または(彼から)所領を授封された家臣が(判決をもって)その所領を「占取」し、また、農民たちに対して(おそらく現地で)、自分以外の者に対して小作料を支払ったりなんらかの形で奉仕することのないように命令すれば、その日から家臣が授封更新を(上級主君または「別な家臣」に対して)希求すべき期限(=「年期」)が始まる、ということがそれぞれである。すなわち、ここでは、主君による家臣への通告はまったく問題にされておらず、上級主君または(所領を授封された)「別な家臣」が所領を「占取」し、農民たちに対して上述のように命令するという事実があれば、それは主君による所領返還の通告に代りうるとされているのである。(なお、新しい領主が、農民たちに対して、所領の「占取」に関連して自分自身(だけ)の支配に服するようという趣旨の命令を出すことに触れているのは、AVおよび(「ラント法」を含めた)ザクセンシュピーゲル全巻を通じてこの箇所だけであり、特にこの「命令」が主君による家臣に対する所領返還の通告に代りうるものだとすれば、それは(主君交替の)「公示」という性格をもつことになるという意味で、注意を要するであろう)。

なぜこうした「レーン法」の対応箇所(= *d-d* の件)との相違が生じたのであろうか。この問題を解く鍵は(留保しておいた) *sententialiter* の語(および、それと関連して「占取する」ということの具体的な意味)にある、と思われる。この件、原文では *sententialiter* の語は (*cum superior dominus aut inbeneficiatus alter alterius bona sibi attraxerit, sententialiter, et praeceperit agricolis, ……*と) かなり後に位置しており、

読み方によっては(所領を授封された)「別な家臣」だけにかかると解することもできないことはないように思われる。しかし、仮にそのように読むと、所領を返還された「上級主君」が所領を「占取する」には「判決」を要せず(自動的に)所領の「占有権」を取得することになるから(前註・1で触れた前出レーン法39・1=AV 1・95を参照)、*sibi attrahere*の語は、(この場合)、所領を「占有(・支配)する」という意味ではなく、所領の「占有権を取得する」という意味になる。さらに、上級主君が所領返還の時点で所領を(その意味で)「占取」し、その時点から家臣がその授封更新を求めるべき期限(=「年期」)が始まるとすれば、その期限は主君が所領を引き戻すべき期限(=「年期」)と同時に始まり同時に終ることになって、a-aの件で前述され(さらにg-g、h-hの件で、「レーン法」では次の48・2、a-aの件で後述され)ていることと抵触する。そこでこうした問題を解決するために、AVでは(etの語を介して)ひきつづき農民たちに対する命令に言及されていることに着目し、家臣が所領の授封更新を求めるべき期限(=「年期」)は(主君や「別な家臣」が所領の「占有権」を取得しただけでなく、さらに)農民たちに上述のような命令を出した時に始まる、と理解しようとしても、次のような疑問を解決することはできない。すなわち、(前註・1で触れたように)前出AV 1・95(=レーン法39・1)によれば、所領を返還した家臣(=AV 1・113の「主君」)には、6週と1年の間、宣誓をもって返還(の事実)を否認する(=実質的には、返還を撤回する)ことができるとして、その所領を引き戻す「権利」が手厚く保護(ないし、保障)されているのに、なぜその期間(=「年期」)内に主君が所領を「別な家臣」に授封したり、上級主君または「別な家臣」がそれを「占取」し、農民たちに対する支配を開始することができるのか、という疑問がそれである。

上掲・邦訳は、こうした問題をも念頭に置いた上で、このf-fの件は(所領を返還した)主君が6週と1年の「期限」内に所領を引き戻さなかった場合にかかわっている、と理解したものである。前出レーン法42・1によれば、家臣(=AV 1・113の「主君」)が所領を引き戻すべき年期を懈怠した場合、主君(=AV 1・113の「上級主君」)が家臣から所領を取り上げるためには、(家臣が年期を懈怠しただけでなく)年期終了後さらに所領についての「すべての権利」(*al ansprake*)を判決をもって剥奪し、(そのことを証人によって立証)し(え)なければならない(ただし、レーン法42・1に対応するAV 1・104~107では、このことは明確にされておらず、「所領を引き戻すべき年期」に関する件は「レーン法」で補足されたものであることに注意されたい)。したがって、(このf-fの件の)*sibi attrahere*の語も所領について(単に「占有権を取得する」という意味でなく)(少なくとも)「すべての権利」(*al ansprake = omne ius*)(この表現についてはAV 1・106を参照)を取得する(あるいはさらに、「(現実)に所領の占有(・支配)を始める)」ということの意味する。上級主君または「別な家臣」が農民たちに対して上述のような命令を出す(ことができる)のはそのためであり、あるいは、「所領の占有(・支配)を始める」ということを具体的に述べ

たものである。——この f-f の件を以上のように理解すれば、上述した (sententialiter) の語を「別な家臣が所領を占取する」という文にだけかかると理解した場合に生じうる疑問はすべて氷解するであろう。(ただし、この場合、主君が家臣に対して所領の返還を通告しなくても家臣が所領の授封更新を求めるべき期限(=「年期」)が始まる、ということになるが、この問題については、すぐ後のレーン法48・2冒頭(a-aの件)、および、それへの註・4を参照されたい。また、その点を別にすれば、レーン法48・1では、少なくとも前註・7で述べた私見を前提する限り、本註で述べたような疑問が生ずる余地のないように改訂されていることが判るであろう。特に、返還された所領の「別な家臣」への授封がその場で(直ちに)行われた場合に限られ、上級主君による所領の「占取」、および、上級主君または「別な家臣」の農民たちに対する「命令」=「占有(・支配)の開始」の件が削除されていることに注意されたい。ひきつづき次註・10以下の訳注を参照されたい。

- 10) この g-g の件については、テキストそのものに次のような問題がある。上掲・邦訳は、「凡例」、4で述べたように、エックハルト編の Archetypus に拠っているが、そこに掲げられているテキストでは、この g-g の件が(前の f-f の件に続くのではなく、そこから新しい文が始まり)、Anton によって補正された次の h-h の文(次註・11を参照)を導く、とされている(Text, S. 58, Fn. u)。これに対して二つの異本(= H(avichorst)本、(von) E(yben)本)のこの条項(H本では1・114)には h-h の件がなく、g-g の件(= quamdiu non attraxerit sententialiter sibi haec (E本では hec) bona in eius (E本では ejus) presentia)は(f-fの件に続いて)前の文に属している。したがって、その中の eius(ないし、ejus)の語は所領を返還した「主君」、また、この件の(省略されている)主語は(Archetypus = 上掲・邦訳とは異なり)(主君が返還した所領を上級主君から封与されそれを占有する)「別な家臣」ということになる。したがって、二つの異本によると、この条項はまず、主君が所領を上級主君に返還した場合またはそれがさらに他の家臣に授封された場合、(それを主君から(又)授封されていた家臣はその時から(法定)期限内に(新しい主君に対して)授封更新を求めなければならない、という「原則」)を述べ(ここでは、前註・2で指摘したように、家臣に対する通告が問題になっていないことに注意)、その期限は、(主君が所領を引き戻すべき年期内であれば)主君が家臣に所領の返還を(公然と)知らせた時、(その年期が経過した場合には)上級主君または(その所領を授封された)「別な家臣」が判決をもって所領を「占取」し農民に対して(前註・9で述べたような)命令を下した時に始まるとした上で、この g-g の件で、以上の後段(=期限の始期)について「例外」を述べていることになる。(前註・1で触れたように)前出 AV 1・95(=レーン法39・1)では、この g-g の場合について、家臣(=この1・113の「主君」)はもはや所領の返還を否認することができない、とされているから、この二つの異本のテキストは、家臣が所領の授封更新を求めるべき期限は主君が所領についての「すべての権利」を失った(あるいは、放棄した)時に始まる、とし

ている点では、(レーン法48・1とは異なっているもの)ある意味では一貫していると言える(し、それによって、前註・9で述べた私見はもっと強く支持される)であろう。ひきつづき次註・11を参照されたい。

- 11) このh-hの件は、前註・10で指摘しておいたように、Antonによる補正にもとづき、Archetypusのテキストに加えられたものであり、その際すぐ前のg-gの件も、(f-fの件までの前の文に続くのではなく)、このh-hの件を導くものとして位置づけられている。そのため、g-gの件の(省略されている)主君は、二つの異本とは異なり、(問題の所領を上級主君から授封された「別な家臣」でなく)、h-hのnemoを承けるのではないか、という疑問が生ずる(し、一般にその前半＝「レーン法」の部はAVの(ほぼ)忠実な独訳から成る、と解されている)Görlitzer Rechtsbuch(22・15)の対応箇所も、g-gに対応する件の主語を(h-hの件に対応する件と同じく)niemanと明記している)。しかし、主君が上級主君に所領を返還する際に、その(＝主君の)家臣がその場に居合わせて(直ちに)上級主君から授封されるということは、(仮にあったとしても)きわめて例外的な事態にすぎない、と考えられるから(もしそれが一般的であれば、主君が所領を返還した際にそもそも家臣がその所領の授封更新を求めるべき「年期」は必要なくなる、ということに注意されたい)、そうした理解を前提すると、このg-g、h-hの件は、前のe-e、f-fの件に対する「例外」を述べるという役割を(ほとんど)果たしていない、ということになってしまう。そこで上掲・邦訳では、Görlitzer Rechtsbuchに時にAVの誤読(ないし、それにもとづく誤訳)も見られる(たとえば、その1・3、b-bの件、Text, S. 21を参照)ことをも考慮し、g-gの件の(実質的な)主語を(AVの二つの異本と同じように、また、対応するレーン法48・1の論旨にも合致するように)(上級主君から所領を授封された)「別な家臣」と解したものである。なお、Antonによる補正の最大の強味は、(上述したような紛れ＝誤解の余地は残るにしても)、それがGörlitzer Rechtsbuchの対応条項(22・15)と合致している点にある。ひきつづき次のレーン法48・2＝AV 1・114、註・4を参照されたい。

257

48・2¹⁾ a)なんびとも(＝いかなる家臣)も、彼が前もって彼の主君の言葉を聞く(ないし、聞いた)の(＝彼の主君から知らせを受けその諒承を得た後)でなければ、上級主君に対して彼の主君の(＝彼の主君が上級主君から受領していた)所領(の授封更新)を希求してはならない、彼(＝彼の主君)がそれ(＝その所領)を(上級主君に)返還した(gelaten hebbe)²⁾場合、b)あるいは、それについて(＝その所領を引き戻すべき年期を)懈怠し(てその所領を失つ)た(sek dar an

versumet hebbe)³⁾ 場合^{b)} には。^{a)・4)} c)もしそのこと (=所領を返還しまたは年期の懈怠により失ったこと)を主君が承認しない(ないし、否認する)ならば、家臣は彼 (=主君) に対し彼の家臣たちの前 (=主君のレーン法廷)で、^{d)}彼 (=主君)が彼の (=家臣に授封されていた) 所領を、法定の期限内 (binnen rechten degedingen) すなわち 6 週以内に、^{d)・5)} (上級主君に対して) (代表・)擁護し (voresta)、⁶⁾ またそれ (=その所領) について彼 (=家臣) の保障人 (sin gewere)⁷⁾ になるように、判決をもって要請す (manen)⁸⁾ べきである。^{c)・9)} e) 主君が ^{f)} 不法に (mit unrechte) (=法の定め(る手続)に反して)^{10)・f)} そのことを拒絶し、^{g)} また彼 (=家臣) がそのこと (=主君が彼の要請を拒絶したこと) について彼 (=主君) の家臣たち (=家臣仲間) を証人としてもつ (=証人に立てることができる) ならば、^{g)・11)} 家臣は (=上級主君に対して) 彼の (=主君から彼に (又) 授封されたい) 所領の授封更新を求めるべき (volge)¹²⁾ であり、^{e)} h) またそのこと (=所領の授封更新を上級主君に求めたこと) について彼の主君に対して (ないし、彼の主君との関係において) は損害なしに (ane scaden) すむべきである、たとえ彼 (=主君) がその後それ (=その所領) を (上級主君に対して) (自分の所領として) 立証・取得する (behalt) ことがあっても。^{14)・h)}

AV 1・114¹⁾ c)もし主君がそれ (=家臣に授封されていた所領) を (上級主君に) 返還したこと (resignasse)²⁾ を否定するならば、家臣は (主君に対し) 彼 (=主君) の家臣たち (=家臣仲間) が居合わせるところで (次のこと、すなわち)、上級主君の前で、(しかも) その者 (=その家臣) が居合わせるところで、それ (=彼の所領) について釈明し (excuset)、⁶⁾ またそれらの者 (=彼の家臣たちの) 保証人 (eorum warandus)⁷⁾ になることを請うべき (roget)⁸⁾ である。^{c)・9)}

AV 1・115¹⁾ e)もしそのことを主君がなさなかったならば、(家臣は) もう一人の (=新しい) 主君 (=上級主君) に対して、^{g)} 前述したような仕方、^{g)・11)} 授封更新を求める (sequitur)¹²⁾ ことになる、^{e)} i) (家臣が) 上級主君によって (新しい主君を指定され、その者から所領を受領するようにと、その者の許へ) 送られる (transmittitur) (場合には、その) 者のところへ赴いて。^{i)・13)}

1) これらの条項の読解に当たっても、まず前出レーン法48・1=AV 1・113、および、それへの訳註、特に註・1で述べたことをあらかじめ参照されたい。

2) この箇所の *laten* の語は、前条 (=レーン法48・1)、註・6の箇所のそれと同義に

用いられている。同註を参照されたい。(なお、AVのこの箇所は、*resignavisse* が正しいと思われるが、(二つの異本を含めた)すべてのテキストにおいて *resignasse* となっている)。

- 3) *sek versumen* の語は「(ある手続の)懈怠によって(ある物ないし権利を)失う」という意味で用いられるが、特に(前出レーン法22・5、26・2、33・1、[33・3]、後出50・1のように)「年期の懈怠によって所領(についての権利、特にその授封を求める権利)を失う」という意味で用いられている。それを補訳の中で「所領を引き戻すべき年期」に限ったのは、このb-bの件が(AVにはなく)「レーン法」で補足されたものであり、そのことを手がかりにして、前条(=レーン法48・1)(における「改訂」との関連を考えたからであるが、この点についてはひきつづき次註・4を参照されたい。
- 4) ここまでのa-aの件をまずb-bの件を除いて読み、すぐ前のレーン法48・1と比較してみると、(前述したような前条の理解を前提すれば)、それは前条で述べられていたことを(別な表現で)要約したものであることがはっきりするであろう。そのうちの前半(=「なんびとも、彼が前もって彼の主君の言葉を聞くのでなければ、上級主君に対して彼の主君の所領を希求してはならない」)は、(すでに)前出AV1・113(Archetypus)の末尾(=h-hの件)に対応箇所があるが、その後半のうち「彼がそれを返還した場合」はAV1・113、g-gの件と異なっているだけでなく、b-bの件(=「あるいは、それについて懈怠した場合」)は、前註・3で述べたように、そこには対応箇所がなく、「レーン法」で補足(ないし、改訂)されたものである。なぜ「レーン法」ではb-bの補足が必要になったのであろうか。

私見によれば、「レーン法」では、まず前条(=48・1)において、主君が家臣に(又)授封していた所領を(上級主君に)返還した場合、家臣が所領の授封更新を求めるべき年期は(一般には)主君が所領の返還を家臣に知らせた時に(ただし、所領がその際主君の居合せるところで直ちに(上級主君の)「別な家臣」に授封された時は、そのことが「主君の使者」によって家臣に知らされた時に)始まる、ということを述べている(前条への註・8を参照)。つまりここでは、主君が所領の返還を家臣に知らせた場合のことが扱われているのであり、当然、主君がそれを家臣に知らせなかった場合にはどうなるか、という問題はまだ扱われていない。私見によれば、このレーン法48・2は(少なくとも、主に)そうした場合のことを扱っているのである。そうした前提で読むと、このa-aの件は次のように理解しなければならないことが判るであろう。

前条(=レーン法48・1)、註・1と8で述べたように、所領を返還した家臣(=レーン法48・1と2の「主君」)が所領を引き戻す「権利」は手厚く保護(ないし、保障)されている。そこでこのa-aの件では、まず主君が所領の返還を家臣に(通告した前条の場合も含めて、しかし特にそのことを)通告しなかった場合について、(仮に家臣がその事実を知り主君に訊ねたとしても)主君が所領を引き戻すべき年期内

は、主君がその事実を認めしかも家臣が上級主君に所領の授封更新を求めることを諒承しなければ、家臣は(上級主君に対して)所領の授封更新を求めてはなら(ず、したがって家臣が所領の授封更新を求めるべき年期は始まら)ない、ということが述べられている。しかし a-a の件には、前述したように、さらに b-b の件が補足されて、(これに加えて)「(主君が所領を引き戻すべき年期を)懈怠した場合」のことが(新たに)述べられている。前出レーン法42・1によれば、家臣(レーン法48・1と2の「主君」)が所領を引き戻すべき年期を懈怠したとして主君(同じく、「上級主君」)から問責された場合、年期が経過した後に家臣(=「主君」)から所領についての「すべての権利」(al ansprake)が判決をもって剥奪されたことを、主君(=「上級主君」)が(彼の家臣6人とともに)立証できない限り、家臣(=「主君」)は否認宣誓を行う(=所領を引き戻す)ことができる、とされている。したがって、この b-b の件の「(主君が)懈怠した場合」も、前出レーン法42・1と同じように、(主君が所領を引き戻すべき年期を懈怠したものの)主君から所領についての「すべての権利」がまだ判決をもって剥奪されていないケース(あるいは、それをも含むもの)である、と解することもできないわけではない。しかし、このケースは、(所領を返還した)主君が所領についても「権利」は所領を引き戻すべき年期内と同じである(=所領についての「占有権」はもたないものの、まだ「すべての権利」を失ってはならず、否認宣誓を行ってそれを引き戻すことができる)から、むしろすぐ前の「所領を返還した場合」に含まれる、と考えることができる。さらに、後出 d-d の件の「6週以内」という期限(が、次註・5で述べるように、所領についての「すべての権利」の喪失と関連する、と推定されること)をも併せて考えると、この b-b の件の「懈怠した場合」はむしろ(ないし、少なくとも主に)主君が所領を引き戻すべき年期を懈怠しただけでなく、主君からさらに所領についての「すべての権利」が判決をもって剥奪されたケースを念頭に置いたもの、と解すべきであろう。なお、以上のように理解すれば、b-b の件で述べられているのは、前出 AV 1・113(=レーン法48・1)、e-e の件と(所領を返還した主君の所領についての権利という観点から)まったく別な表現を用いてはいるものの、実はそれと同じケースに当たる、ということが判る点に注意されたい(この点については、前条への註・9を参照)。ひきつづき次註・5と後註・9を参照されたい。

- 5) d-d の件は、AV に対応箇所がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、「彼(=主君)が彼の所領を擁護」すべき「法定の期限」が、「(1年と1日)や「6週と1年」、つまり「年期」とは異なり)「6週以内」と明記されていることが注目される。この「6週」という期限は、(AV に対応条項がなく、同じく「レーン法」で補足された)と目される)前出レーン法14・4(註・4の箇所)にも姿を見せるからであるが、それについては、ひきつづき次註・6以下の後註、特に後註・9を参照されたい。
- 6) この箇所、「レーン法」の voresta の語に AV の excuset が対応しているが、Text I

の Glossar はこの箇所の *excusare* の語を *auslösen* (= 請け出す、請け戻す) の意味に解している (S. 130)。これは必ずしも間違いとは言えないが、(後出 AV 1・120、2・29、2・31などに姿を見せ)「レーン法」の *utten* = 「引き戻す」 (= 再授封を受ける) の語に対応する *extrahere* の語との相違がはっきりしない、という憾みが残る。(なお、「レーン法」の *utten* の語は、たとえば前出レーン法 42・1 やこの 48・2 に明らかかなように、多くの場合 AV に対応箇所・対応条項のない件で改訂ないし補足されたものであり、家臣による所領の「引き戻し (の権利)」は「レーン法」ではじめて明確にされるにいたった可能性が大きい)。*excusare* の語は、(古典語では、「弁護する」、「(あることを理由に) 釈明する」、などを意味するが)、J. F. NIERMEYER, *Mediae latinitatis lexicon minus* (S. 390) によると、中世においては、「主人の権力外へ逃れた有罪 (ないし、有責) の従属者 (ないし、従属民) (*dependant coupable*) のために、身柄引渡し の条件として、*l'impunité* (= 罰を加えられないこと) を手に入れる」ことを意味する、という。これを参考にし (「従属者」を「所領」に置き換え) て考えてみると、この箇所の *excusare* の語は、具体的には、「主君が、彼自身の行為 (= 所領の返還やそれを引き戻すべき年期の懈怠) によって (家臣に授封していた) 所領を失った場合、上級主君に対してその所領が家臣に授封されていたことを明らかにし、家臣が (上級主君から授封更新を受けて) その所領をひきつづき占有 (・支配) できるようにする」、という含意をもつことが判るのではないか。(なお、前出レーン法 14・4、下から 9 行目では、*vorestan* の語を「(主張・) 擁護し」と訳しているが、これも、上述のような理解にもとづき、「(代表・) 擁護し」に統一したい)。ひきつづき次註・6 以下の後註、特に後註・9 を参照されたい。

- 7) この箇所、「レーン法」の *gewere* の語が「保障人」を意味することは、AV の対応箇所 *warandus* の語が用いられていることによっても確認できる。なお、AV では少し前 (前註・6 の文) にあった「その者 (= その家臣) が居合せるところで」の一句が「レーン法」には見当たらないが、これは、「彼の保障人になる」ということの中に当然そのこと (= 主君が家臣ともども上級主君の許へ赴いて、ということ) が含まれているので、わざわざ言及するに及ばない、と考えられ省略されたものと推定される。
- 8) *manen* の語には、*mahnen*, *ermahnen*, *auffordern* などの意味があるが (Text, S. 234)、この箇所、AV でそれに対応する語は *rogere* なので、「要請する」と訳すことにした。(なお、前出レーン法 14・4 の邦訳、下から 8 行目の「督促 (すべきである) 」、「要請 (すべきである) 」) に統一しておきたい。
- 9) 「レーン法」のここまで (= a-a と c-c) の件を読み解くに当たり、(前註・1 と 4 で指摘したように) 前条 (= レーン法 48・1 とそれに対応する AV 1・113) との関連を考えることのほか、前出レーン法 14・4 を参照することが不可欠であると思われる。この条項は、(AV に対応条項がなく、「レーン法」で補足された、と目されるものであるが、すぐ前のレーン法 14・2 および 14・3 との関連において)、ある家臣 (=

レーン法48・2の「主君」が主君(同じく、「上級主君」)に対して、後者から授封された所領についてそれが後者から授封されたことを否認し、また、後者の家臣たちの面前(=後者のレーン法廷)でそれについて争った場合は所領は後者(=「上級主君」)にとって *ledich* になる(=その手に戻る)、とした上で、その所領が前者(=主君)の家臣に(又)授封されていた場合には、このレーン法48・2と同じく、家臣は前者(=「主君」)に対し、「6週以内に」、彼の所領を(後者=「上級主君」)に対し「(代表・)擁護すること」を「要請」しなくてはならない、としているからである(前註・4、5、8を参照)。この条項(=レーン法14・4)の場合、(すぐ前に位置し、ある家臣が主君から授封された所領を主君の面前で他の主君から受領したと主張する——したがって主君からの授封を否認する——ケースについて、家臣はもはやその所領について「いかなる権利をもたない」と明記している)レーン法14・2とのつながりから家臣(=「主君」)が所領についての「すべての権利」を失うことは明らかであり、それにもかかわらず、(又)家臣は彼の主君に対して上述のこと(=6週以内に上級主君に対し彼の所領を(代表・)擁護すること)を要請すべきである、とされているのである。そうだとすれば、家臣に対してまったく同じ手続を求めるこのレーン法48・2(の前段)も、主君が所領についての「すべての権利」を失った場合を想定したものとして解するのが自然であろう。(なお、AVの1・113と1・114だけを読んで、以上のような(法的な)脈絡を辿ることはまず不可能に近い。序に付言しておく、レーン法14・4、前掲・邦訳(上から9行目)の「占取(しようと)する」は、「占取する(ないし、した)」と改めるべきであろう。ここでも、*sek underwint*の語は(直接に所領を「占有する」という「事実」よりは)むしろそれが「自分の支配に属する」という「権利」(の宣言・公示)という意味合いが強い、と考えられるからである(前出レーン法48・1=AV1・113、註・7を参照)。ただし、(レーン法14・4、前掲・邦訳(下から8行目)の「主張(ないし、要求) (*ansprake*)」には、「(上級主君が)直接に所領を占有(・支配)しようとする」という含意があることには変りがないであろう)。

- 10) この f-f の件は、AV に対応箇所がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。
- 11) この件、「レーン法」では、「また彼がそのことについて彼(=主君)の家臣たちを証人としてもつならば」と具体的に叙述しているが、これは前出レーン法47・1に述べられていた手続を念頭に置いたものであることは明らかであろう。これに対して、AV は単に「前述したような仕方」と述べているにすぎ(ず、それだけでは具体的にどの条項で述べられていた手続を指すのか、すぐには理解できないが、それが「レーン法」で上述のように「改訂」されたことから、同じく前出 AV 1・111(=レーン法47・1)で述べられた手続を指している、ということを実に推定することができよう。なお後註・14をも参照されたい。
- 12) *volgen = sequi* の語については、前出レーン法2・6=AV1・7、註・3を参照。また、AVについては、ひきつづき次註・13を参照されたい。

- 13) この件、transmittere の語は、「レーン法」で言えば *wisen* = 「(新しい主君を) 指定する」の意味で用いられているが、それについては、前出 AV 1・57 (=レーン法 25・1)、註・9 (の箇所の用例) を参照されたい。なお、この件の (家臣が授封更新を求めるべき) (新しい) 主君 (原文では *in quem a superiore domino transmittitur*) とすぐ前の e-e の件の「もう一人の主君」(原文では *in alium dominium*) の関係が文言上必ずしも定かではなく、両者が同格である (=いずれも「新しい主君」を指す) 可能性もないわけではないが、上掲・邦訳では、(前出 AV 1・57 = レーン法 25・1 の論旨に従い)、両者がそれぞれ別な主君 (=新しい主君と上級主君) を指すものと解している。また、この i-i の件は「レーン法」(の対応箇所) では (全面的に) 改訂されているが、その点については、ひきつぎ次註・14 を参照されたい。
- 14) この h-h の件は、対応する AV 1・115、i-i の件 (前註・13 を参照) と比較すれば明らかなように、それを全面的に (=内容的にも) 改訂した (と目される) ものであるが、(特に) 家臣が「彼の主君に対して損害なしに (*ane scaden*) にすむ」ということは具体的にはいかなることを言うのか、という問題があり、さらにこの問題 (ないし、疑問) は次のような疑問によって増幅される可能性がある。すなわち、この条項の場合、(上述してきた私見によれば)、主君はすでに所領について「すべての権利」を失っている (つまり、もはや所領を引き戻す「権利」をもたない) はずであり、「彼 (=主君) がその後それ (=所領) を (再び) 受領する」ことはそもそもありえないのではないのか、という疑問がそれである。しかし、これら二つの問題 (ないし、疑問) のうち後者については、前出レーン法 42・2 —— これは同条への註・1 で述べたように、(この h-h の件と同じく) AV には対応箇所がなく、「レーン法」で補足された (と目される) ものである —— を参照することによって解決することができる。そこでは主君 (このレーン法 48・2 の「上級主君」) が彼の家臣 (同じく、「主君」) から所領についての「すべての権利」を判決をもって剥奪したと主張し、それに対して家臣が (すでに) 法定年期内に所領 (の授封を) 希求し、あるいは、それを引き戻したと主張するケースが扱われており、この場合、家臣が自らの主張を証人によって立証すれば主君の立証を却けることができる、とされているからである。したがって、このレーン法 48・2、h-h の件の改訂は、前出レーン法 42・2 の補足と同時に行われ、それと平仄を合わせ (ようと) したものであることも明らかであろう。(なお、上級主君に対する授封 (更新) の際の上級主君 (自身) による授封と新しい主君の指定の関係は、特に前出レーン法 25・1 = AV 1・57、1・58 とレーン法 25・2 = AV 1・59 で既に述べられているので、このレーン法 48・2 では —— 煩を避けるために —— 省略されたものと考えられる)。さらに、上述した (=上級主君は主君が所領を引き戻すべき年期を懈怠したと考えて、主君から「すべての権利」を判決をもって剥奪した) 場合、家臣も上級主君と同じように考えて、上級主君に対して授封 (更新) を求めるためこのレーン法 48・2 の前段 (a-a と c-c の件) で述べられているような手続をとることもあるだろうが、その場合、(自分はすでに所領

を引き戻したと(後に)主張する)主君は当然それを拒むことになり、家臣は主君による諒承(や保障)のないまま、上級主君に授封(更新)を求めざるをえなくなるであろう。したがって、この場合、もし主君が「その後」(=家臣が上級主君に授封(更新)を求めた後に)上級主君と争って所領を立証・取得することになると、家臣は(主君から授封していた)所領を別な主君(=上級主君)から受封し(ようと)したことになり(前出レーン法14・2=AV1・41を参照)、主君が上級主君に勝訴して所領を(再び)取得した時、(これは主君が所領を引き戻すべき年期の経過後のことであるから、家臣は主君から所領の授封(更新)=再授封を受けることが必要になるが——すぐに後述する前出レーン法16=AV1・42を参照)、主君がその点を咎めて家臣に対する授封(更新)=(再授封)を拒むおそれが(まったく)ないわけではない。そこで、h-hの件は(全体として)そうした可能性をあらかじめ封じようとしたものであり、「主君に対して損害なしにすむ」というのは、具体的には、主君に対して(特に)そうした再授封の拒絶(=一種の報復)を禁じたものと解される。(なお、前出レーン法16=AV1・42は)、主君が所領を(上級主君に)返還(または売却)してそれを再び受領した場合、「彼(=主君)が6週と1年それ(=その所領)についての gewere を欠いているのでない限り」、あるいは、「主君が6週と1年(その所領の) warandia を手放していたのでない限り」、家臣は主君から授封されていた所領を改めて(主君から)受封するに及ばない、としている。これは、裏から言えば、(上述したように)主君が6週と1年の経過後に再び所領を受領ないし(立証・)取得した場合には、家臣は主君から所領の授封(更新)=再授封を受ける必要がある、ということになるであろう。そのこととの関連で付言しておきたいことがある。前掲・邦訳では、上記引用中(註・7の箇所)の gewere = warandia の語を「占有」と訳しているが、前出レーン法39・1=AV1・95(「彼(=家臣)がそれ(=所領)を(主君に)返還する(ないし、した)場合は、その者は were (AV では possessio) (=占有権)を欠くべきである」)を考えると、むしろ「占有権」——せめて「占有(権)」——に改めるべきであろう。ただし、特に前出レーン法42・1に明らかのように、その「占有権」の喪失は直ちに(所領についての)「すべての権利」の喪失を意味しない、ということに注意した上で——)。

258

49・1 ^{a)}ある主君が彼の家臣から所領を奪い(nimt)、¹⁾あるいは(=換言すれば)、彼(=主君)が彼(=家臣)に対してレーン法を行うこと(Ienrecht to dunde)(=家臣による所領の授封(更新)の希求に応じて所領を授封すること)²⁾を拒み、あるいは、彼(=主君)が法(の定め)によって(mit rechte)(ないし、法の定める手続に従えば)彼(=家臣)を(彼=主君が授封した所領について)保障す

(weren) べき時に、彼 (=主君) が彼 (=家臣) に対する保障 (werenscap) から逃れる (あるいは、逃れた、すなわち保障人になろうとしなかった) 場合、³⁾ それらのことを家臣は彼の上級主君に (deme overen herren)⁴⁾ 彼 (=上級主君) の家臣たちの前 (=レーン法廷) で訴えるべきであり、そして (その場合) この者 (=上級主君) は判決をもって彼 (=下級主君) に対して、自らまたは彼の使者一人によって、それを彼の家臣二人が聞くことができるように、(次のことを) 命令すべきである、(すなわち) 彼 (下級主君) は彼 (=家臣) に対し法を行い (recht do) (=法の定め (る手続) に従い、家臣に所領を封与し)、⁵⁾ b) その所領について彼 (=家臣) の正しい保障人 (sin rechte gewere) になる (=法の定めに従い、法廷で家臣の保障人としての義務を果たす)^{b)·6)} べきことを。もし彼 (=下級主君) がその場合 (ないし、それでもなお) その (上級主君から命令された) ことをなさないならば、上級主君⁴⁾ はそれ (=所領) を彼 (=家臣) に自ら封与すべきであり、⁷⁾ また彼 (=家臣) の (=所領について) 保障人 (sin gewere) になるべきである、^{8)·a)} c) 家臣がそのこと (=下級主君が上級主君の命令に従わなかったこと) を、レーン法廷の定め \langle がそうであるように (=レーン法の定める手続に従って)、証人により立証する (ないし、した) 場合は。^{c)·9)}

AV1・116 a) もし主君が法 (の定め、ないし、法の定める手続) に反して (contra iustitiam) 家臣から彼 (=家臣) の所領を奪い (accipit)、¹⁾ あるいは (=換言すれば)、不法に (iniuste) 家臣に (=その所領を) 授封する (inbeneficiare) ことを拒み、²⁾ あるいは、(家臣が) 彼 (=主君) から受領しているレーンに関してその者 (=家臣) の保障人 (warandus) になろうとしない³⁾ ならば、家臣は (そのことを) 上級主君に (superiori domini)⁴⁾ 訴えるべきであり、そして (この場合) その者 (=上級主君) は彼の使者を介して彼の家臣二人が (それを) 聞くことができるように、かの者 (=下級主君) に対して (次のことを) 命令すべきである、(すなわち、彼 = 下級主君は) 法 (の定め) によって (de iure) そうすることが義務づけられているように、訴えた者 (=家臣) に対して法を行うべき (faciat iustitiam)⁵⁾ ことを。もし (下級主君が) そのことをなさないならば、上級主君 (dominus superior)⁴⁾ が彼 (=家臣) に所領を封与すべきであり、⁷⁾ また、彼等 (二人の主君) のうち後者 (=上級主君) が、前の (=下級) 主君に代って、(家臣の) 保障人 (warandus) になるべきである。^{8)·a)}

- 1) この箇所は、「レーン法」の *nemen* の語に AV の *accipere* が対応している。*accipere* の語はもちろん (AV そのものにおいても)「受け取る」という意味でも用いられるが (たとえば前出 1・40=レーン法14・1、1・69・a=レーン法26・3)、J. F. NIERMEYER, *Mediae latinitatis lexicon minus* (S. 10) によれば、(特に) 中世語としては、*prendre, saisir, s'emparer de qqch.* を意味する、というだけでなく、AV そのものにおいても「占取する」の意味で用いられることがある (前出 AV 1・31=レーン法10・4の末尾を参照)。そこで、上掲・邦訳においては、これを (AV の *contra iustitiam* の語をも考慮して) (「レーン法」の *nemen* とともに)「奪う」と訳しておいたが、それについては次のことが問題になる。すなわち、この「奪う」(ないし、「法に反して占取する」というのは、具体的にいかなる事態を指しているのか、という問題がそれである。こ (れら) の条項では、このことも (すぐに後述されている二つの事態とともに)、ラント法廷ではなく、上級主君のレーン法廷に持ち出されるべきものとされているから、(それは後出レーン法68・5=AV 51で扱われている (主君による)「法 (=裁判) の拒絶」の1ケースとされている可能性が大き)く、主君が (物理的)「暴力」を用いて家臣の所領を「奪う」ことはもちろん、おそらく (前述レーン法39・2で補足された) 主君が家臣に所領の返還を「強制 (ないし、強要) する」場合をも含まない、と解される。そうだとすれば、主君はどのようにして家臣の所領を「奪う」(ないし、占取する) のかという疑問がますます募ることになるかも知れないが、その点については後註・5で述べることを参照されたい。
 - 2) この件では、「レーン法」の *lenrecht to dunde* の語は AV の *inbeneficiale* に対応しており、それが (具体的には)「(所領を) 授封する」という意味であることはそのことによっても確認されるであろう。この点については、前出レーン法2・6=AV 1・7、註・7、レーン法18、註・10、レーン法26・7、註・5、レーン法26・11、註・3および、後註・5をも参照されたい。
 - 3) この件、「レーン法」と AV では表現の仕方は異なっているものの、両者が実質的には同じことを言っていることは、改めて指摘するまでもあるまい。
 - 4) この箇所では、AV の *superior dominus* の語に「レーン法」の *de overe herre* の語が対応している。この点については、前出レーン法25・1=AV 1・57、1・58、註・7、および、レーン法29・1 (=AV 1・75・前段)、註・3を参照されたい。
 - 5) この件、「レーン法」の原文は (dat) *he sinem manne recht do* となっているが、これをヒルシュは (daß) *er seinem manne die pflicht erfülle* (Hi., S. 148)、ショットは (daß) *er seinem Mann gegenüber die Lehenspflichten erfülle* (Sch., S. 296) と訳している。これらの訳は (実質的には) 必ずしも間違っていないが、それが具体的に何を指すかという点に関しては、果たしてそうした訳で著者の考えを正確に再現できるか、疑問があると言わなければならない。
- この件に対応する AV の原文は、(ut) *conquerenti faciat iustitiam, (ut de iure sibi tenetur facere)* であるが、(上掲・独訳では、「レーン法」では省略された *ut de iure* ……

以下(だけ)を訳した形になっていることは問わないとして)、まず、そこで *iustitiam facere* と言われていることが具体的に何を指しているか、をはっきりさせなければならない。AVではこの後(「レーン法」、註・6のb-bに当たる文がなく)、すぐに主君が上級主君の命令に従わなかった場合について、上級主君が自ら家臣に封与すること、および、(下級主君に代って)自ら家臣の保障人になることが述べられているから、*iustitiam facere* の語は(下級主君が)家臣に所領を授封すること、および、家臣の保障人になること(の双方)を指す、ということになる。これに対して、「レーン法」では、この件にひきつづき(註・6の箇所) b-bの一文(= (unde) *des gudes sin rechte gewere si*) が補足されているので、*recht dun* と言われていることが、「家臣の(正しい)保障人になる」こと(次註・6を参照)をも含むことはありえず、「家臣に所領を授封する」ことだけを意味していることになる(上掲、*Lehenspflichten* というショット訳は、この点でも問題がある)。したがって、「レーン法」の *recht dun* の語は、すぐ前(前註・2の箇所)の *lenrecht dun* と同義であり、おそらくその省略形である、と解される。(なお、ザクセンシュビーゲルでは *recht dun* の用例は少ないが、後出レーン法67・4では(具体的には)「参廷(ないし、出頭)義務を履行する」、ラント法2・71・5では(具体的には)「(法廷の手続に従い)裁判を行う」という意味で用いられており、いずれも「法廷」ないし「裁判」に関するから、(少なくとも)「裁判」に準じた手続で行われる)「授封」について用いられても不思議ではあるまい)。

しかし、以上に述べたことに関連して、もう一つ問題があ(り)う。すなわち、(上掲・邦訳の本文では、補訳を抜きにして読むとそう読めるように配慮しておいたつもりであるが)、この条項の冒頭では——「レーン法」・AVのいずれにおいても——(主君が家臣に所領を授封すること拒む場合、および、家臣の保障人になろうとしない場合に先立って)まず「主君が家臣から(彼の)所領を奪う」場合のことが述べられているが、その場合はどうなるのか(むしろ、どこへ行ったのか)、という問題がそれである。この問題は(前註・1の末尾で指摘した問題とも関連するが)、その直後に位置する *oder* (AVでは *aut*) の語を「すなわち」ないし「換言すれば」の意味に解すれば、簡単に解決するはずである。すなわち、「主君が家臣から所領を奪う」ことと「主君が家臣に授封を拒むこと」は別々のことではなく、この条項で想定されているのは、ほんらい主君が(家臣の求めに応じて)家臣に授封しなければならない所領を(彼に授封せずに)そのまま(わがものとして)「占取」(ないし、「横領」)してしまうケースである、と理解すれば、上述したような問題はそもそも起こらない(し、AVで *accipere* の語(前註・1を参照)が用いられている理由もいっそう納得がいく)はずである。(ただし、前出レーン法22・3=AV1・48、1・49では、(少なくとも)息^{レーン}=封統人が所領の授封を求めた際に(おそらく、さらに家臣が主君が死亡して所領の授封更新を求めた際にも)、(新しい)主君が(正当な理由なくして)授封(更新)を拒めば、家臣は(生涯)所領を(主君に対する)勤務なしに保持できる、とされている

から、このレーン法49・1=AV 1・116で想定されているのは、(前出レーン法39・1=AV 1・95で家臣が「占有権」を欠くとされている)家臣から所領を判決をもって剥奪され、あるいは、家臣が主君に所領を返還したケースに(ほぼ)限られるであろうし、さらに、直前のレーン法48・1、48・2 (AV 1・113~115)とのつながりから言えば、それらのうち特に後者(=家臣が主君に所領を返還した場合に、主君がその「引き戻し」=再授封を拒んだケース)を念頭に置いたもの、と解される。

- 6) このb-bの件は、AVの前註・3の箇所と(後述する *rechte* の語を除いて)同じ文であるが、AVのこれ(本註・6)に対応する箇所にはb-bに当たる文が見当たらず、「レーン法」で(ここに)補足された(と目される)ものである。この補足によって「レーン法」、前註・5の件の論旨がAV(の対応箇所の)それとどのように変わったかについては、前註・5を参照されたい。

なお、*sin rechte gewere* の語について一言すると——。(一般に)主君は家臣の「(法定)保障人」であるから、この形容詞 *rech(t)e* が「法定(の)」という意味になることもありえないわけではない。しかし、ここで問題になっているのは、(誰が家臣の「(法定)保障人」であるか、という問題ではなく)、(家臣の「保障人」である)主君はきちんとその義務を果たすべきである、ということである。上掲のように「(彼の)正しい(保障人になる)」と邦訳した上で、上記のような補訳を加えたのはそのためである。

- 7) この件、文言上、(上級主君が家臣のためになすべきことの中に)(前註・1の箇所の)主君が家臣の所領を「奪う」(ないし、奪った)場合(の救済措置)が含まれていないが、それについても、前註・5で述べたことを参照されたい。なお、上級主君が(又)家臣に(直接)所領を封与することができるのは、一般には、所領が上級主君にとって *ledich* になった(=上級主君の手に戻った)場合に限られるが(後出レーン法53=AV 1・122、1・123を参照)、この条項の場合は、上級主君が(又)家臣のために(下級)主君の行った(不法な)行為を是正するために自ら(又)家臣に授封するのであって、上級主君が(直ちに)下級主君から所領を取り上げるとは考えにくいし、そのための手続にも言及されていない。なお、この問題は、後出レーン法68・4=2・51、2・52で扱われている問題と関連すると考えられるので、そこでさらに検討することにする。
- 8) 前註・3と6を参照。なお、前註・7で述べたこととの関連で言えば、AVのこの件、「彼ら(二人の主君)のうち後者が、前の主君に代って」という言い回しは、——すでに上級主君が(又)家臣の新しい主君になったのではなく——(下級)主君が(依然として)家臣の主君=保障人であることを前提し、上級主君は(とりあえず)この事案に限って(又)家臣の主君=保障人としての役割りを代行する、という含意が強いように思われる。
- 9) このc-cの件も、AVに対応箇所がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであり、そのうち「レーン法くの定め」がそうであるように」と訳した

箇所は、「ドイツ語第1版」(Ordnung Ia)では *alse lenrecht is* とあったものに、「ドイツ語第3版」(Ordnung Ic)で *alse lenrechtes recht is* と補足が加えられているが、その意味するところは(実質的には)変らない。

259

49・2^{a)}ある主君が二人の家臣あるいは三人(の家臣)に所領を、それ(=所領)が彼(=主君)にとって最初に自由に(*ledich*)¹⁾になる(ないし、なった)時に(最初に主君の手に戻った所領を占有・支配させる)(という条件で)封与する²⁾ならば、その場合最初に授封される(ないし、された)者が、彼(=主君)にとって自由に(*ledich*)³⁾になる(=主君の手に戻る)最初の所領を待つ(*warden*)(=最初の所領について待機権をもつ)⁴⁾べきである。^{a)・5)}

AV1・117・a^{a)}もし主君が二人の者(=家臣)あるいは三人の者(=家臣)にレーンについての期待権を(*expectationem in beneficio*)、¹⁾しかも(特定・)明示された場所において(*in loco designato*)ではなく(=それが所在する場所(ないし、村)を特定・明示することなく)、封与する(ないし、した)²⁾ならば、最初に授封された者(=家臣)が最初に自由になる(*solutum*)(ないし、主君の手に戻った)³⁾レーンをもつ(=占有・支配する)⁴⁾ことになる。^{a)・5)}

- 1) 「レーン法」の *ledich* の語については、前出レーン法7・1、註・1を、また、そこでAVでそれに対応して用いられている *expectatio in beneficio* の語については、前出AV1・84・a(=レーン法32・1)、註・1を参照。(ただし、このAV1・117・aとは異なり、そこではこの語は *gedinge* の意味で用いられているが、その点については、前出レーン法5・1=AV1・19、1・20、註・3を参照)。ひきつづき次註・2を参照されたい。
- 2) この件、「レーン法」の「主君が家臣に所領を、それが彼にとって最初に *ledich* になる時に(占有・支配させるという条件で)、封与する」という表現は、(AVに対応条項のない)前出レーン法7・1でも用いられており、同条への註・2でも指摘したように、「レーン法」の(同じくAVに対応条項のない)後出55・9と57・3に見られる)用語で言えば、*wardunge*(=待機権)の封与を指している。この箇所では、これに対応するAVの表現は「レーンについての *expectatio*(期待権)を、しかも(特定・)明示された場所においてではなく、封与する」であるが、この表現については前出AV1・28(および、1・125)(=レーン法10・2)、註・6(および、註・

11~13) を参照されたい。(特に AV で、wardunge のことを言うのに「しかも明示された場所においてではなく」という一句が必要になるのは、expectatio の語が gedinge の意味でも用いられるからである)。ひきつづき次註・3 を参照されたい。

- 3) ここでは、「レーン法」の ledich の語が AV の solutus に対応しているが、この点については、前註・1 と 2 のほか、前出レーン法 10・2 = AV 1・28 (註・2 の箇所) をも参照されたい。
- 4) この件、AV の habere の語に対応する「レーン法」の warden の語は、(前註・2 でも指摘したように)「レーン法」ではじめて「術語」として用いられるにいたった wardunge の動詞形と理解すべきであろう。
- 5) こ(れら)の条項(全体)を前出レーン法 7・4 = AV 1・29 と比較されたい。そこで述べられていたことが、このレーン法 49・2 = AV 1・117・a で述べられている「原則」を前提し、その論理的帰結を示していることは明らかであろう。

50・1 ^{a)}主君が家臣の年期限内に、(つまり)、彼 (=家臣) が彼 (=家臣) の所領を (主君から) 受領すべき間に、ラントから (外へ) 出かける (ut deme lande vuret)¹⁾ 場合は (ないし、出かけることがあっても)、そのことが家臣にとって彼の (所領を受領する = 主君に所領の授封または引き戻しを求める) 権利を (to sime rechte)²⁾ 損なうことはない。³⁾ しかし、主君が (ラントへ) 戻る (ないし、戻った) 場合は、家臣の年期は (その時に) 始まる。⁴⁾ ^{b)}しかし、主君が (ラントへ) 戻ってきた後、家臣が彼の年期限内に (主君の) ^{やかた}館または家 (屋敷) で、または裁判集会で主君 (の姿) を見 (ないし、主君と会ったにもかかわらず)、そして (ないし、しかも) 彼 (=家臣) が彼 (=家臣) の所領を [[(主君に対し) 希求せず、また]] 彼 (=主君) から受領 (も) しないならば、彼 (=家臣) は彼の所領を (年期の) 懈怠によって失うことになる。^{b)・5)} また、家臣がラントから (外へ) 出かける¹⁾ 場合には (ないし、出かけても)、彼 (=家臣) はそのことによって彼の年期を延長すること (に) は (なら) ない。^{a)・7)}

AV 1・117・b ^{a)}家臣たちの (彼等が) 所領を受領すべき期限内に、^{a)}

AV 1・118 (承前) ^{a)}主君は、もし (彼が) 故国 (patria) (=彼のラント) を離れた (てい) る¹⁾ ことがあっても、家臣たち (の所領を受領する権利)²⁾ を損なうことにはならない。³⁾ (そうではなく、この場合) 家臣の (所領を受領すべき) 期限は、主君が (故国 = ラントへ) 戻ったその日から始まる。⁴⁾ しかし、(家臣が) 彼の (所領を受領すべき) 期限内に故国 (=ラント) を離れた¹⁾ 場合は、家臣の

不在の故にその者の年期は延長され(ることが)^{a)}ない、^{c)}前者(=主君)が故国(=ラント)に居なかったのではない限り。^{c)・6)・7)}

- 1) この件、原文では、「ラント法」の *ut deme lant vuret* の語に AV の *patriam exeat* が対応している。J. F. NIERMEYER *Mediae latinitatis lexicon minus* (S. 773) によると、(中世語の) *patria* は、1. *pays (sens vague)*, 2. *une région déterminé, province, territoire*, 3. *pagus ou comté*, 4. *diocès* などの意味で用いられ、(ドイツ語で言えば) (*Reich* ではなく) *Land* の含意が強いと思われるので、上掲・邦訳ではそれを「故国(=ラント)」と訳し、それに対応する「レーン法」の *lant* の語も「ラント」を指すと解したものである。
- 2) この箇所、*to sime rechte* の語は、AV に対応する語がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、文脈上、それが「所領(の授封または引き戻しを求めて、それ)を主君から受領する」手続的な「権利」を指すことは明らかであろう。ひきつづき次註・3および後註・4を参照されたい。
- 3) この(「レーン法」では「そのことが……」から、AV では「家臣たち(の……)」から始まる)一文が何を意味するかは、次の(次註・4までの)一文で具体的に述べられている。
- 4) 前註・3を参照。なお、この件を額面通りに受け取ると、家臣の年期は(たとえ主君が(一旦始まった)家臣の年期内に国(=ラント)外に出かけても、主君の不在期間の分だけ延長されるのではなく)主君が戻った時に(改めて)始まる、ということになるであろう。
- 5) b-b の件は、AV に対応する文がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであり、おそらく前註・4で指摘したような「甘さ」を是正しようとしたものであろう。
- 6) c-c の件は、逆に、「レーン法」には対応する文がなく、そこで削除された(と目される)ものである。この箇所、原文は *nisi patriae defuerit prius* であり、AV では前行末の *terminus* の語と韻を踏むために付け加えられたのと推測され、それがなくても意味は変わらないから、(韻を踏む必要のない)「レーン法」では削除されたもの、と考えられる。
- 7) なお、この条項については、後出レーン法50・3=AV 1・120を参照されたい。

50・2 ^{a)}家臣は、彼が彼の所領(の授封)を希求し、¹⁾ ^{b)}そして(ないし、それにもかかわらず)主君が彼(=家臣)に対してそれを不法に(*mit unrechte*) (=法の定める手続に反して)拒絶する(ないし、した)^{b)・2)} 場合、彼(=家臣)の(所領の授封を求めるべき)年期を延長(ないし)するのと同様に、主君は、彼(=主

君) が彼 (=家臣) に所領を提供する (ことを申し出た) 場合、彼 (=家臣) に対してそれ (=家臣の年期) を短縮する (ないし、終了させる)。^{3) a)}

AV 1・119 a) 家臣が (主君に対し) 忠誠宣誓 (hominium) を捧げる (ないし、提供する)¹⁾ ことによって彼の (所領の授封を求めべき) 期限を延長 (ないし、更新) するのと同様に、主君は、(彼が) 家臣にレーンを提供する (ことを申し出た) 場合は、それ (=家臣の期限) を短縮する (ないし、終了させる)。^{3) a)}

- 1) この箇所、「レーン法」では「彼の所領を希求する」、AV では「忠誠宣誓を捧げる」と、別な表現を用いているが、両者が実質的に同旨であることは、前出レーン法 22・2、および、特に (それいに対応する) AV 1・47 によって明らかであろう。
- 2) b-b の件は、AV に対応する文がなく、「レーン法」で補足された (と目される) ものであるが、(家臣が所領の授封を希求した場合、主君がそれに応じて直ちに所領を授封すれば、年期の延長 (ないし、更新) が問題になる余地はないから、AV でも (潜在的に) 前提されていたことを、念のために明示的に述べたにすぎず)、それによって両者の論旨が変わらないことは言うまでもない。
- 3) 「レーン法」では、家臣 (特に封相続人) による所領 (授封) の希求の手続を具体的に述べた前出レーン法 22・1～22・3 (AV 1・45～1・49) の後に位置するレーン法 22・5 で同旨のことが述べられている。しかし、その条項 (=22・5) は AV に対応条項がない (=「レーン法」で補足されたもの) ので、AV においてそのことを述べているのは、この 1・119 が始めてで (あり、しかもそれだけで) ある。

50・3 a) 主君が身を隠し、あるいは、ある城塞 (の上) に閉じこもって、(そのため) 家臣が (所領を受領すべく) 彼 (=主君) の許へ赴くことができないならば (ないし、できなくても)、¹⁾ そのことが家臣にとって彼の (所領を受領する = 主君にその授封または引き戻しを求める) 権利を (to sime rechte) 損なうことはない、²⁾ 彼 (=家臣) が次のことについて³⁾ 証人をもつ (ないし、もっている) 場合は、(すなわち)、彼 (=家臣) が彼の主君を (主君の) 館 (=屋敷) —— そこにその出口とその入口 (=その出入口) があるところ —— で探し、そして彼 (=家臣) の所領を求めて忠誠宣誓 (ないし、臣従礼) を捧げたこと⁴⁾ (について)、あるいは、彼 (=家臣) の所領を ^{d)} 法 (の定め) に従い (na rechte)^{d)} 引き戻した (ut getogen hebbe) こと⁵⁾ について (証人をもつ、ないし、もっている場合は)。^{a)}

AV 1・120 a) また、b) レーンを受領すべき家臣たちの期限内、(すなわち(彼等=家臣たちが) 法(の定め)により (ex iustitia) (所領を) 受領すべき時に、b) 主君(の所在)が(家臣たちに対して) 隠され(occultatur) あるいは閉ざされる(ないし、遮断される) (asseratur) (ことがあつ)ても、¹⁾ (主君が) 家臣たち(の所領を受領する権利)を損なうことにはならない、²⁾ (家臣たちが) このことに関して³⁾ 証人を十分に(=必要な数だけ)もつ(ないし、もちうる)場合には。しかしながら、家臣は(その場合)、^{c)} 彼(=主君)の家臣二人が居合わせるところで^{c)} (主君に) 忠誠宣誓を捧げるべく (praebendo hominim)、主君をその者(=主君)の住居において探さなくてはならず(quaerat)、⁴⁾ また、同じように ^{d)} 彼(=家臣)から判決をもって剥奪された(abiudicata)^{d)} レーンを彼等(=家臣二人)の居合わせるところでそこから (inde) (=主君の手から) 引き戻さなくてはならない (extrahat)。^{5)・a)}

- 1) ここまでのところ、「レーン法」では AV の b-b の件に対応する文は見当たらない(その一部、ubi debent suscipere ex iustitiaに当たる部分は、前出レーン法50・1、註・1に補足されている)が、それがなくても、先行の諸条項(特に、レーン法50・1)とのつながりから、このレーン法50・3が「家臣が所領を受領すべき年期限内」のことを扱ったものであることは明らかであろう(この点については次註・2をも参照)。なお、AVのこの件については、(それだけを独立に読むと)、① occultare と asserare の語がなぜ受動相になっているのか、② asserare の語は何を意味するのか、なかなか理解することができない。これについては、(レーン法50・3と同じことを述べている後出レーン法66・1に対応する) AV 2・31の表現 (si se absconderit dominus aut in urbe fuerit serratus) も参考になるが、Görlitzer Rechtsbuchの対応条項 (22・22) はこの箇所を Wirt ouch der herre verholn odir vorbeslozin den manne と訳しているので、それに従い(上掲・邦訳のように)「家臣たちに対して」と補訳を施すことによって(ほぼ)文意が通じ、上述①の疑問は(ほぼ)解消するであろう。しかし、②の疑問の方は、Mittellateinisches Wörterbuch (hrsg. v. der Bayerischen Akademie der Wissenschaften u. der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin), Bd. I や J. F. NIERMEYER, Mediae latinitatis lexicon minus にも、asserare の項が見当たらない(し、あるいは、asseratur は(直接法ではなく)接続法とも考えられるが、それではすぐ前の occultatur が直説法になっているのと齟齬をきたすことになる。また、その場合、不定詞は asserere になるはずであるが、上記・両辞典の asserere (ないし、assero) の項には適訳が見当たらない)ので、なかなか解決しない。しかし、NIERMEYER の方の serare の項 (S. 961) には serrare という綴り方も併記されており(その完了分詞は、

前述した後出 AV 2・31に姿を見せる *serratus* である)、しかもそのもとなつたのは(古典語でも「かんぬき、掛け金」を意味する) *sera* の語である、という。そうだとすれば、*serare* の語をもとにしてできた(と思われる) *asserare* (= *ad-serare*) の語も、結局、*verschließen* (Ho., II 2, S. 159) ないし *einschließen* (Text I, S. 125) を意味する、という解釈に落ち着くことになるであろう。

- 2) ここには、前出レーン法50・1=AV 1・118、註・3の箇所と(「レーン法」ではまったく)同じ(AVでは語順だけ異なる)文が姿を見せる。そのことによつても、前註・1で指摘した同条とのつながりを確認することができよう。ただし、同条ではそのあと、「彼(=家臣)の権利を損なうことはない」ということの具体的な内容が述べられているのに対して、本条ではこのあと、そのことが成立するための条件が述べられていることに注意されたい。この点については、ひきつづき次註・3をも参照されたい。
- 3) この箇所、AVの「このこと(に関して)」(*super hoc*)は、文脈上、(前註・1の箇所の)「主君(の所在)が(家臣たちに対して)隠されあるいは閉ざされたこと」を指すのに対して、「レーン法」の *des* (=「そのことについて」)の語は、同じく文脈上、(後から述べられる)「彼の主君を……探し、忠誠宣誓を捧げたこと」、および、「彼の所領を……引き戻したこと」を承ける、と解される。それによつて、家臣が証人によつて立証しなければならないことも、AVと「レーン法」では異なることになり、AVでは、「彼の主君を……探すこと」と「レーンを引き戻すこと」がその中に、したがつてまた(前註・2で指摘した)「条件」の中に含まれるのかどうか、(少なくとも)明確でない叙述になっているのに対して、「レーン法」では、家臣は「彼の主君を……探し、忠誠宣誓を捧げたこと」および「彼の所領を……引き戻したこと」を証人によつて立証しなければならないが、それが(前註・2で指摘した)「条件」(そのもの)であることが明確に述べられている。ひきつづき次註・4を参照されたい。
- 4) この件、まずAVについて述べると、その原文は *Tamen dominum quaerat homo, in eius habitaculo praebendo hominum (in praesentia duorum suorum) hominum* である。このうち()内(上掲・邦訳のc-c)の箇所は、AntonとHomeyesによる補正にもとづくものであるが(Text, S. 60, Fn. u)、そこでは「探す」の語が接続法現在になっていることが注目される。しかも、この文が前(註・3の箇所)の文とは独立した形になっており、文言上、この文で述べられている(「主君を探す」)ことは、家臣が(所領についての「権利」を守るために)証人により立証しなければならないことの中には含まれず、(所領をすでに受領した)家臣の「努力目標」を述べたにすぎない、と受け取ることさえできないわけではない。(なお、Gerundiumの形が用いられている *praebendo hominum* の件は、Görlitzer Rechtsbuchの対応条項(22・22=Doch sol die man den herrin suchin in siner wonunge unde sine manschaft bietin in der antwerde zweier siner manne)のように、「家臣は主君をその者の住居において探し、そして彼の家臣

二人の居合わせるところで(主君に)忠誠宣誓を捧げなければならない」、と訳すこともできるし、あるいはその方が正しいのかも知れないが、「レーン法」との相違を際立たせるために、敢えて上掲・邦訳のように訳したものである)。これに対して、「レーン法」では、「(主君を)探す」と「(忠誠宣誓を)捧げる」ことは、gesocht hebbe および geboden hebbe と、いずれも(接続法)現在完了になっているだけでなく、前註・3で指摘したように、文脈上(それら)のことが家臣が所領についての「権利」を守るための「条件」(=証人により立証しなければならないこと)の中に含まれていることは明らかであって、AVについて上述したような「紛れ」が生ずる余地はない。(ただし、この条項の場合、主君は家臣に所領を授封することを望まないからこそ逃げ隠れている、と想定されるから、たとえ家臣が主君をその住居の出入口で待って(ないし、待ち伏せして)忠誠宣誓を捧げようとしても、主君は素直にそれを受け取ろうとしないのではないか、という疑問を抱かれる向きもなしとしないであろう。この点をも含めて)ひきつづき次註・5を参照されたい。

- 5) この件においても、AVの *extrahat* の語に「レーン法」の *ut getogen hebbe* が対応しているので、前註・4で述べたのと同じことが言える。なお、(AV), Text I の Glossar (S. 130) は、この件の *inde* を *danach* と解しており、その解釈が正しければ、(少なくとも)「所領を引き戻すこと」は、主君が逃げ隠れたことを家臣が(証人により)立証した後のことになり、前註・4で述べた疑問はそれによって正当化されることになるであろう。しかし、この語が用いられていた前出 AV 1・84・b (=レーン法32・3) (註・1の少し前)においても、「そこ(=そのレーン)から」と邦訳しておいたように、(直ちに)この解釈に従うわけにはいかない。また、d-dの件、「レーン法」では、AVの「彼から判決をもって剥奪された」の語(が削除され、それ)に代って、「法(の定め)に従い」(*na rechte*)と言われているので、あるいは、「レーン法」では(家臣から所領が判決をもって剥奪された場合だけでなく)家臣が主君に所領を返還した場合(の所領の引き戻し)のことも併せて述べられているのではないかと考えられるであろう。しかし、家臣が(自発的に)所領を返還してその引き戻しを求めた場合には、主君が家臣を避ける理由はなさそうだし、前出レーン法39・1、42・1によれば、その効果もないであろう)、という一般論だけでなく、(このレーン法50・3=AV・120と)同じように主君が(家臣を避けて)所在を晦ましたり城塞に立て籠ったりした場合の家臣による所領引き戻しの手続を述べている後出レーン法66・1=AV 2・31(前註・1を参照)は、(先行する諸条項を承けて)主君から問責されたレーン法廷に召喚されたにもかかわらず出頭しなかったため、家臣から所領が判決をもって剥奪された場合のこと(だけ)を扱っている。したがって、レーン法50・3も(少なくとも、主に)同じ場合を扱ったものであり、その場合の手続については(単に *na rechte* とするにとどめて)後出の条項(=レーン法66・1)に委ねた、と解すべきではあるまいか。(なお、レーン法66・1=AV 2・31は、家臣が主君から所領を引き戻すことができない場合、彼は「彼の

家臣仲間(ないし、主君の家臣たち)の前で」所領を引き戻すことができる、としている。それによって、前註・4の末尾で指摘した(この場合、主君は家臣の忠誠宣誓を受け取ろうとしないのではないか、という)疑問は——主君に対する「忠誠宣誓」は主君自身に捧げなければならず、「家臣仲間(だけ)の前で」捧げるわけにはいかないはずだから(前出レーン法22・2=AV1・47を参照)——、かえって増幅されることになるかも知れない。しかし、前出レーン法22・3=AV1・48によれば、主君が家臣の忠誠宣誓を受け取る(ないし、受け取って彼を自分の家臣として受け入れる)ことを不法に拒むと、家臣は(生涯)所領を(主君に対する)勤務なしに保持する(=レーンとして占有・支配つづける)ことができる、とされており、さらに、前出レーン法23・3=AV1・51では、家臣が(適法に)所領を希求した場合、主君はいつでも、また、(教会堂および墓地の中を除き)どこでもそれに応じなければならない、とされている。したがって、家臣は主君の住居の出入口で所領(の授封)を希求しても、それはもちろん適法であるし、むしろ、主君が(ある家臣への授封を嫌って)所在を晦ましたり城塞に立て籠ったりするのは、そうした(レーン法22・3や23・3のような)原則(が一般に認めれ行われていること)を前提してのことである、と解すべきであろう)。

50・4¹⁾ [ある家臣が海の彼方(ないし、海外)で、あるいは、(故国を離れた)他の場所で死亡する(ないし、した)場合は、彼の子たちが彼の死を聞き知りさえすれば、その時に彼等の所領を受領すべき彼等の年期が始まる。また、ある家臣の主君が彼の家臣たちの知らないうちに死亡する(ないし、した)場合にも、いつであれ彼等(=家臣たち)が彼(=主君)の死を聞き知りさえすれば、その時に彼等の所領を受領すべき彼等の年期が始まる。]

- 1) この条項は「ドイツ語第2版」における補足であるが、その著者をめぐる(アイケ本人か、それとも彼以後の第3者かという)問題を考える手がかりは見当たらない。

51¹⁾ (家臣が所領を受領すべき)法定年期内においては、²⁾家臣は、彼が居合わせていないところで、彼に対して判決をもって科された(*irdelet sin*)³⁾すべての罰金を、主君に対(抗)し聖遺物にかけて(の宣誓をもって)(雪冤し)否定する(*untreden*)(ないし、却ける)ことができる、⁴⁾ただし、主君が、本書の前ところで述べられているように(ないし、ような仕方)で、彼(=家臣)に対してそれ(=罰金、ないし、罰金が科されたこと)を立証(・取得)する場合は、⁵⁾その

限りではない。⁶⁾

- 1) この条項は、AV には対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、あらかじめ、前出レーン法46・1=AV 1・107・b～1・109(および、同条への訳註、特に1、3、4、8、9などで述べたこと)を、また、この条項がここに補足された理由については、次のレーン法52(=AV・121)、註・10を参照されたい。
- 2) この「法定年期」(rechte jartale)は、先行する諸条項(=レーン法50・1～50・3または50・4)とのつながりから、「家臣が所領を受領すべき(法定の)年期」を指す、と思われるが、念のため付言しておく(この条項で問題になる)(主君に対する)「罰金」の支払期限は、「14夜」(=2週間)とされている(後出レーン法68・10=AV 2・54、またラント法(上)の罰金の支払期限についてはラント法2・5・2を参照)から、この「法定年期」が「罰金の支払期限」を指す(あるいは、同時に後者でもある)ことはありえない。
- 3) irdelen の語は、前出レーン法45・2(註・3の箇所)(of sime herren wedde irdelet si op sin gut)、および、「ラント法」では(「ドイツ語第1版」に限ると)1・63・2(mit alle deme rechte, dat me dat lantvolk irdelt)と1・14・1(deme richtere scal men irdelen op en dat hogeste wedde der penninge)においては、(言わば verdelen の反対語として)、「(誰かに)判決をもって(罰金や権利)を与える(=取得させる)」という意味で用いられているが、このレーン法51(all de gewedde de op ene irdelet sin)では(特にラント法1・14・1の用例と比較すれば)家臣に「罰金」が(「与えられる」=家臣が「罰金」を「取得する」のではなく)「科される」という意味になることは明らかであろう。(Hi., S. 130 および Sch., S. 298 でも、この箇所は (ihm) aufferlegt (worden) sind と訳されている)。ただしこの点については、ひきつづき次註・4を参照されたい。
- 4) ここまでの件は、用語や文章には格別の問題がなく、その論旨も(一見)明快であるのみならず、それが前出レーン法46・1の「例外」を定めたものであること(さらに、同条において(対応する)AV 1・107・bに「改訂」を加えた契機にもなること)も容易に推定することができよう(前出レーン法46・1=AV 1・107・b、註・4を参照)。しかし、ここまでの件が具体的にいかなるケースを念頭に置いているのかを(少し突きつめて)考えてみると、そこには——そもそも主君は家臣に対して「彼の居合わせていないところで」判決をもって罰金を科することができる(ないし、ありうる)のか、という疑問も含めて——厄介な問題が伏在していることに気づかざるをえないであろう。しかし、その問題については——次註・5の考察を経て——後註・6で検討することにする。
- 5) 前註・4で述べたように、この条項(前註・4の箇所まで)の本文は、「(所領を受領

すべき)法定年期内」の家臣について、前出レーン法46・1の「例外」を定めたものと考えられるが、本註・5の件はさらにその(「例外」の)「例外」を明らかにしようとしたもの、と解される。そのことを念頭に置いて、もう一度前出レーン法46・1(それは同条への註・4でも述べておいたように、対応するAV1・107・bを一部「改訂」したものであるが、その要旨)を復習しておく、そこでは、主君は次の三つの事柄に限って、(それを目撃した)彼の家臣二人とともに(自分とも3人の証人で)立証すれば、家臣の否認宣誓を却けることができる、とされていた。①家臣がレーン法廷において話しまたは行いまたは確約したこと。②家臣にライヒ(へ)の勤務が判決をもって命令されたこと。③家臣をレーン法廷に召喚し、それが判決をもって家臣(自身)に通告されたこと。したがって、このレーン法51(前註・4の箇所まで)の本文で扱われているケースも、まず、それがこのうちのいずれかに当たると想定して論を進めることにする。

たとえば③を例にとると、このレーン法51のケースは次のように考えられる。「(所領を受領すべき)法定年期内」に、家臣が(罰金に値するような)ある「罪過」(scult)を犯し、主君が彼を問責すべくレーン法廷に召喚する(後出レーン法65・1=AV1・133を参照)が、この(レーン法51の)場合、家臣は(そこに居合せていない、つまり、召喚命令に従わず)出頭しない——。しかし、この場合には、出頭しなかった家臣に対して(少なくとも一般には)罰金が科されるのではなく、(前出レーン法43・1、註・4で指摘したように)実は「所領の喪失」にまで及ぶことになるので、このケースはこのレーン法51の想定する枠には収まりそうにない(この点については、前出レーン法46・1=AV1・107・b、註・1と4で触れた後出レーン法55・2を参照されたい)。ただし、最後まで不出頭をつづけた家臣から所領を取り上げるためには、(前出レーン法43・1、註・4で述べたように、後出レーン法65・21=AV2・22によると)、主君は家臣から判決をもって剥奪した所領を「1年と1日」(ないし、6週と1年)「利用なしにまた収益なしに」保持した上で、それでも家臣が(出頭して)所領を引き戻さなければ、さらに所領についての「すべての権利」を判決をもって剥奪する、という手続を履まなければならない。このレーン法51の家臣は(所領を受領すべき)「法定年期内」にあるので、もし(彼が不出頭をつづけた場合)彼に対して同じ手続を適用すると、彼は所領を引き戻すべき年よりも先に(所領を受領すべき)「法定年期」を懈怠して所領を喪失してしまうことになる。また、この家臣には(主君による「問責」の道義的・倫理的根拠を(少なくとも)補強する)「忠誠宣誓」をまだ(自らは、あるいは、新しい主君には)捧げていない、という問題もある。そこでこのレーン法51(のケース)では、(そうした家臣が主君の召喚命令に応じなかった場合の「特例」として)「罰金」を科するにとどめ、この場合、家臣がそれを認めて罰金を支払えばもちろんそれで事は落着するが、たとえば家臣がそれを宣誓をもって雪冤しても、(彼の所領についての「相統権」や「授封更新請求権」を必要以上に損なうことなく)、やがて彼が正式に授封を求めて忠誠宣誓を

捧げるように仕向ける方が得策、と判断されたことになるであろう。なお、この場合、前註・5の「主君が、本君の前のところまで述べられているように、家臣に対してそれを立証する」というのは、(主君は、家臣をレーン法廷に召喚したり、そこで家臣に罰金を科したことは、家臣の出頭・不出頭にかかわらず証明できるはずだから)、主君が罰金を科した時に家臣がその場に居合わせて承服したり、あるいは、それを黙認したことを指す、ということになるであろう。ひきつづき述べる①のケースをも参照されたい。

次に前述したレーン法46・1の①のうち、「(所領を授領すべき)法定年期限内に」(つまり、まだ(新しい)主君から(改めて)所領を授封していない間の)家臣に(だけ)起こりうるケース——たとえば、家臣が主君に対して次の裁判集会の折に授封(更新)を求めたい旨申し出てそれを「確約」し、主君は(次の裁判集会の折に)家臣を待っていたのに家臣は姿を見せなかったので、主君はそれに対する制裁として「罰金」を科したというケース——を例にして考えてみよう。(因みに、このレーン法51がこの位置に補足されたのは、「ドイツ語第1版」に限ると、すぐ前のレーン法50・1～50・3の諸条項で、所領を受領すべき家臣の「年期」が扱われているからである、と考えられる)。この場合、ほんらい家臣による授封(更新)の手續(そのもの)が問題なのだから、そうした家臣に(限って)宣誓による雪冤を認める理由は、(上述した③の場合よりも)もっと容易に説明できるであろう。つまり、この場合、罰金を科したことは、「制裁」を加えること自体が目的であると言うよりも、むしろ家臣が主君の許へ出頭し(法定年期限内)授封を求めざるをえなくなるように仕向けるための「強制手段」としての性格を色濃くもつことになるであろう。ただし「レーン法」には、こうした場合に、主君が家臣の居合せないところで家臣に対して罰金を科することができる、とする明文の規定は見当たらない。(この事例についても、前註・5の箇所「主君が、前のところまで述べられているように、家臣に対してそれを立証する」について)、主君が立証することは何かということが問題になる。もしそれが「家臣が(上述のような)確約をした」ことを指すのだとすれば、上述した前出レーン法46・1の①に従い、その「確約」がレーン法廷外で(言わば、私的に)なされた場合には、家臣が宣誓をもってそれを否認する限り主君がそれを立証することはできないはずであるし、その「確約」がレーン法廷でなされた場合には、逆に、(主君がそれを立証すれば)家臣がそれを宣誓をもって(雪冤し)否定することはできないはずである。そこで、この例についても、(前述した③の例の場合と同じように)、(前述・5の箇所の)主君が立証することは、家臣に罰金が科された際に、家臣がそこに居合わせて承服したり、あるいは、それを黙認したことであり、解さなければならないであろう。なお、その際家臣がそこに居合わせていて異議を申し立てないことも、「家臣がレーン法廷において行(ないし、行)ったこと」の中に含まれ、特にラント法2・6・4(=「その(法廷に)居合わせる)者がいかなる譲渡を見る(ないし、見た)にせよ、あるいは、彼がいかなる判決が発

見されるのを聞く(ないし、聞いた)にせよ、彼がそれについて(その場で)直ちに異議を申し立てなければ、彼はその後それについて(いっさい)異議を申し立てることをえない)によって明らかのように、家臣はそれを「黙認する(ないし、した)」ことになる。

以上(に述べてきたことから、私自身、最後に挙げた例が有力である、という見解に傾いてはいるものの)、確信(ないし最終的結論)を得られぬまま、気がついた問題点(だけ)を指摘する結果に終わったが、それは(前出レーン法46・1=AV1・107・b、註・1で指摘した)前出レーン法19・2の再検討とかかわる可能性がある、と考えたからである。

261

52 a)家臣が(主君に対して)(ある)所領を(自分のもの=自分に授封されたレーンであると)主張し(an sprikt)、¹⁾彼の主君がそれ(=その所領)を彼(=家臣)に対して(=その所領が家臣に授封されたレーンであることを)承認せず、しかも彼(=家臣)がそれ(=所領)についてゲヴェーレ(=占有)(were)²⁾をもっていない場合、³⁾彼(=家臣)は主君に、主君が彼(=家臣)にレーン法廷の(裁判)期日(dach to lenrechte)を決定する前に、彼(=主君)の(=主君に支払われるべき)罰金および彼(=主君)の家臣たちの(=家臣たちに支払われるべき)贖罪金(bute)について、——彼(=家臣)が(判決を非難して敗れ)それらのもの(=罰金および贖罪金)を判決により(罰として)失う(verboret)(=支払うべき)場合の——保証人(borgen)を立てなければならない、⁴⁾彼(=家臣)が、彼(=家臣)がゲヴェーレ(=占有)なしに(sunder gewere)(自分に授封されたレーンであると)主張する(an sprikt)所領⁵⁾以外には、他のいかなる所領をも(その)主君から受領して(占有して)いない(ne hevet)⁶⁾限り。しかしながら、彼(=家臣)がそれ(=主君が否認する所領)についてゲヴェーレ(=占有)(de gewere)をもっている(=所領を現に占有・支配している)⁷⁾場合には、彼の(もつ)ゲヴェーレ(sin were)(=占有、ないし、彼が占有・支配している所領)が彼の保証人(sin borge)になるべきである(=彼の占有・支配している所領が担保になるから、彼は彼の保証人を立てるに及ばない)^{8)・a)} b)彼(=家臣)が主君に対(抗)してそれ(se = gewere、つまり、彼がその所領を占有・支配していること)⁹⁾を証人をもって立証(・取得)する(behalt)際に。^{b)・10)}

AV 1・121^{a)} (ある) 所領 (について、それ) を家臣がある主君から自分が受領していること (se habere) を主張する (dicit) 場合、¹⁾ もしそれ (=その所領) についての占有 (warandia)²⁾ が彼 (=家臣) に欠けており、³⁾ そして主君がそれ (=所領) を彼に対して (=その所領が彼のレーンであることを) 承認 (しようと) せず、そして (家臣が) (その) 主君から (彼が) それを求めて主君を訴え (てい) るもの (=問題の所領) それ自体⁵⁾ とは別なレーンを受領して (占有して) おらず (non habuerit)、⁶⁾ ^{c)} としてもし (家臣が) これ (=この所領) を (それが自分のレーンであることを) 立証 (して、取得) すること (obtinere) を望むのであれば、^{c)・11)} (主君が) 彼 (=家臣) に裁判期日を決定する前に、彼 (=主君) 自身の (=主君自身に支払われるべき) 罰金 (について)、および、彼 (=主君) の家臣たちの (=家臣たちに支払われるべき) 贖罪金 (satisfactio) について、—— 彼 (=家臣) によって彼等 (=家臣たち) の (発見した) 判決が非難され (て、しかも彼の判決非難が却けられ) た場合の —— 保証人 (fideiussor) を、主君は家臣から受け取るべきである。⁴⁾ しかしながら、(家臣が) (主君が否認する) レーンについて占有 (possessio) をもっている (=レーンを現に占有・支配している) 場合には、⁷⁾ 家臣は保証人を立て (るに及ば) ない。^{8)・a)}

- 1) anspreken の語は、前出レーン法 2・4 (AV 1・6) (および、ラント法 1・53・2) のように、「訴求する」という意味で用いられることもあり、この条項の場合にも、後に (註・4 の件で) 「裁判期日」や「保証人」に言及されているから、家臣が主君を相手どって (レーン法廷で) 訴えを起こすことは確かである。したがって、この件、「レーン法」の補訳は「自分のもの = 自分に授封されるべきレーンである」と (あるいは、せめて「自分のもの = 自分に授封された、ないし、授封されるべきレーンである」と) とすべきである、と思われるかも知れない。しかし、この (条項の主役である) 家臣はすぐ後のところでひきつづき述べられているように、その所領を占有 (・支配) していない。そのことから、この家臣はその所領をすでに gedinge (ないし) wardunge の形で「授封」されていたと考えられるので、上掲のように、「自分に授封されたレーン」と補訳したものである。ひきつづき、(次註・2 と) 後註・3、および、(特に AV の se hebere = 「自分が受領していること」という表現については) 後註・6 を参照されたい。
- 2) この箇所、「レーン法」の were の語は AV の warandia に対応しているが、もし家臣が所領について (なんらかの形で) 「占有権」をもっているのであれば、それを (前註・1 の箇所で述べられているように) 自分のレーンであると主張する (まして、主君を訴える) ことはありえないから、こ (れら) の語が (所領の) 「占有」(の事実)

を意味することは明白である。なお、後註・5の箇所ではこの *were* とまったく同じ意味で *gewere* の語が用いられていること、および、この箇所の (*were* に対応する) *wardania* の語は行末に位置し、次行の *ca* と韻を踏んでいることに注意されたい。

- 3) この条項の家臣は、(前註・2で述べたように) (問題の) 所領を「占有」(・支配) していないにもかかわらず、(前註・1で述べたように) 主君に対してそれは自分のレーンであると主張し(主君を訴え)ている。そうしたことが可能なためには、家臣は(前註・2で述べたように) その所領についてなんらかの形で「占有権」をもっていなければならないはずであるが、それは具体的にはどのような場合に起こりうるのか。

まず考えられるのは、家臣に *gedinge* が封与されていた場合、つまり、現に他の家臣が占有(・支配)している所領を——その家臣が息=封相続人なしに死亡した場合に占有(・支配)させる、という条件で——封与され(前出レーン法5・1=AV1・19、1・20を参照)、(現に所領を占有・支配している)他の家臣が(息なしに)死亡したケースである。この場合、(レーン法5・2に対応する)AV1・21によると、家臣は6週と1年以内に主君に対して彼に封与されたレーン(=その所領が *gedinge* の形で封与されており、したがって家臣がこれからそれを占有・支配すべきこと)を承認するように求めなくてはならないが(ただし、「レーン法」ではこの点が「改訂」されており、家臣はそうした手続を履まないで所領を「占取」することができる、とされている——後出レーン法57・3を参照)、主君がそれを承認しない場合(レーン法5・2では、「彼(=家臣)がそれ(=*gedinge* の封与を立証すること)を必要とする場合)には、それ(=*gedinge* の封与)を目撃した家臣を証人として(AV1・21によれば、そうした家臣二人と自分とも3人の証人によって) *gedinge* が彼に封与されていたことを立証しなければならない。(したがって、このレーン法51=AV1・121は、前出レーン法5・2=AV1・21、1・22で述べられている手続について、家臣がそうした手続をとったにもかかわらず主君が *gedinge* の封与を認めず、家臣が主君を訴えて(レーン法廷における)「裁判」に及んだケースを補足する、という意味をもつことになるであろう)。

次に考えられるのは、家臣に *wardunge* (=待機権) が封与されていた場合、つまり、(同じく現に他の家臣が占有・支配している)所領を特定せずに——最初に主君にとって *ledich* になる(=主君の手に戻る)ものを占有(・支配)させるという条件で——封与されていて(前出レーン法7・1を参照)、たとえば(それまでその所領を占有・支配していた家臣が息なしに死亡して)ある所領がはじめて主君の手に戻った場合のことである。この場合、家臣は(おそらく6週と1年以内に——前出AV1・21(=レーン法5・2)を参照)(*wardunge* が封与されていたことを前提にして)主君に所領の「占有指定」(私見によれば、「特定・明示」)を求めることになる(前出レーン法10・3=AV1・30を参照)が(ただし、後出レーン法57・3では、この場合

についても、家臣がそうした手続を履まずに所領を「占取」することが(ないし、も)できるように「改訂」されている)、その場合、(主君が所領の「占有指定」(ないし、「特定・明示」)を拒めば、家臣はそれなしでも主君の手に戻った所領を「占取」することができるが——前出レーン法10・4=AV1・31を参照)、主君が wardunge の封与とそものを否認すれば、家臣は——前述した gedinge の封与が否認された場合と同じく——それを主君に対して(目撃)証人により立証しなければならない(前出レーン法7・6を参照。なお、序に一言しておく、前出レーン法5・2=AV1・21~1・23、註・5の最後の行、「レーン法7・1および7・2によって」とあるのを「レーン法7・6によって」と訂正しておきたい)。(したがって、このレーン法51=AV1・121は、それでもなお主君が wardunge の封与を認めず、それどころか彼の手に戻った所領を他の家臣に封与してしまったため——後の点については、後註・11を参照——、家臣が主君を訴えた場合について、前出レーン法7・6で述べられている手続を補足する、という意味をもつことになるであろう)。

なお、念のために付言しておく——。主君が家臣から所領を「暴力」(ないし、「実力」)をもって奪った場合、あるいは、家臣に所領を返還するように「強制」(ないし、「強要」)した場合は、(家臣はこのレーン法52とは異なる対抗手段をとることになり)、この条項の(本註・4までに述べられている)ケースには含まれない(前出レーン法11・1=AV1・33、39・2、後出76・2=AV3・14を参照)。また、(家臣のもつ *rechte were* の「権利」にかかわる)前出レーン法13・1のケースも、家臣は彼の(占有・支配している)所領を否認する主君に対して対抗手段をとるにすぎ(ず、家臣の方から所領の(授封、ないし)占有(・支配)を求めるわけでは)ないから、ここには属さない。さらに、前出レーン法26・2(この機会にその上掲・邦訳、1行目を「子の(=子に授封された)レーンを(=レーン(の一部)について)」と、2行目末(註・1の後)からを「(主君(=子の亡父)から自分に授封されたレーンであると)主張する(*an sprikt*)者があり」と、同条、註・2、991頁、3行目を(同じく)「——主君(=子の亡父)から——」と改めておきたい)も、(おそらく家臣がそうした主張を楯にとって問題の所領からの収益を自らの手に収め、それによって、(子の)主君または(アングフェレが封与された場合には)子ないしその後見人のアングフェレ(=所領収益取得権)を妨げる(ないし、「横領する」)ケースである、と考えられるので、ここには属さないであろう。これに対して、(前註・1でも触れた)前出レーン法2・4(=AV1・6)の「(一方がほんらいヘルシルトを欠き、他方はヘルシルトについて欠けるところのない)二人の家臣が(同じ)一つの所領を同じように(=同じ「言い分」、「権原」にもとづいて)(自分のものと主張して)訴求する」ケースにおいては、(ほんらいヘルシルトを欠く者には、所領を相続させる権利も授封更新を求める権利もないから——前出レーン法2・2(=AV1・5)(ただし、レーン法31・2、註・8で邦訳を一部「訂正」しておいた)を参照)、(同じ所領についての) gedinge、または、特に(最初に主君の手に戻った所領を占有(・支配)させるという)不特定の所領についての wardunge が

双方に封与されていた可能性が大きい、と考えられるであろう(因みに、gedinge が(ほんらいヘルシルトを欠く)「女性」に対しても封与されうることは、(前出 AV 1・21 (=レーン法 5・2) に「改訂」を加えた上でそれを大幅に後方へ移動させた) 後出レーン法 57・1 に明記されている)。なお、本註で述べたことについては、後註・6 と 9 をも参照されたい。

- 4) ここまでの件、家臣が「罰金」および「贖罪金」を支払わなければならないのはいかなる場合かについて、AV の方が——「彼によって彼等の判決が非難された場合」と明記されている分だけ——具体的に分かりやすく書かれているが、「レーン法」においても、後出 69・2 (=AV 2・58)、および、69・11 (これはラント法 2・12・5 をもとに「レーン法」に補足された、と目される条項である) を参照すれば、(AV 1・121 のこの件を参照しなくても)、上掲・邦訳で「補訳」したような理解に到達するのは決して難しいことではない。(因みに、「レーン法」で *bute* (贖罪金) に言及されることは稀であり、後出レーン法 68・9 (の AV に対応箇所のない箇所) ではそれについて「ラント法」の参照を求めているので、そうしたことを知っている者は、*bute* はほんらいラント法上の法制ではないか、という問題意識をもち、「レーン法」でこの語に出会った場合、そうした問題意識の下に必ず後出レーン法 68・9 や 69・2 を参照することになるであろう。この点については、それらの条項に関してさらに後述する)。また、この件、「レーン法」には、AV (註・11 の箇所) の *c - c* に対応する文が見当たらないが、それがなくても意味が変わらないことは言うまでもない。(なお、*c - c* の件の原文は、*et hoc si obtinere vult secundum ius*、であり、次行(末の *dominus*) と韻を踏むために必要になったにすぎない、と考えられる)。併せて後註・6 を参照されたい。
- 5) 「レーン法」のこの件を、前註・1 および 2 の件と比較すれば、両者が同じ事態を念頭においていること、したがって、この件の *sunder gewere* の語が(前註・1 の件の) (*he der were (dar an) darvet* と同義に用いられていることは容易に確かめられよう。ただし、AV では、この件は「レーン法」の対応箇所と表現を異にしているが、それによって、前註・1 の箇所で「所領を……自分が受領していると主張する (*dicit*)」(「レーン法」では「所領を(自分のものと)主張する (*an spricht*)」)とされていた家臣が、主君を(レーン法廷で)「訴え(ている)」(ないし、「訴える(にいたった)」)ことを確認することができよう。
- 6) (前註・4 でも触れた) 後出レーン法 69・2 (=AV 2・58) は、家臣が(レーン法廷で)(他の家臣が発見した) 判決を非難することのできる「要件」として、(前出レーン法 12・1 =AV 1・37 で、「証人」になりうる要件として述べられているのと同じ)、(彼の主君から半フーフエ(の耕地)もしくは 5 シリングの年収(をもらすレーン財)を受領している)ことを挙げた上で、それ(だけの規模のレーン)を受領していない家臣が判決を非難する場合について、すでに(AV に対応条項のない) 前出レーン法 9・1 で(主君からまだ所領を受領していない家臣が判決を非難する場合について) 述べられていたのと同じことを、(ほとんど同じ文言を用いて) 次のように述べてい

る。「彼 (=そうした家臣) は、(この場合) 彼 (=自分) は法 (の定める手続) に従って (判決非難を) (最後まで) やり遂げる (=貫徹する) か、さもなければ (=それができないのであれば) その (=彼が非難した他の家臣たちによって発見された判決に代るべきものとして自分が発見した) 判決を (レーン法 9・1 の mit rechte に対応して) mit wedde unde mit bute (罰金とともに、および、贖罪金とともに = 罰金と贖罪金を支払って) 放棄する、という (ことについての) 保証人を立てなければならぬ」と。これによって、(前註・5 の箇所) 「(彼が自分のものと主張している所領以外の) 所領」の規模も、「半フーフエ (以上の耕地) もしくは 5 シンリング (以上) の年取をもたらず」ものでなければならぬ、ということが判るであろう。なお、この件、「レーン法」の (ne) hevet に AV では (non) habuerit の語が対応しているが、以上に述べたことから、この hebben および habere (=「受領する」) の語が、(単に「(主君から) 授封される」という意味ではなく)、むしろ「(主君から授封されて) 占有 (・支配) する (ないし、している)」という意味であることは明らかであろう。前註・1 の箇所では、同じ habere の語が家臣が占有 (・支配) していない所領について用いられているためいささか紛らわしいが、それも (基本的には) 同じ用法と解すべきであろう。(そうした解釈を探ると、そこでもこの語は——たとえば前出レーン法 9・1 と同じく——「所領 (について gedinge や wardunge を封与され (てい) るというだけでなく、それ) を (現実) に 占有 (・支配) す (べきである)」という含意をもこめて用いられていることになる。同条への註・3 を参照されたい)。

- 7) ここでは「レーン法」の gewere の語が AV の possessio に対応しているが、それらの語が (この場合)、(前註・5 の箇所の gewere だけでなく)、前註・2 の箇所の were = warandia と同義に用いられていることは、文脈上 (特に前註・6 で述べたことから) 明らかであろう。(ただし、この場合、家臣はその所領を主君から授封されており、したがってこの gewere = possessio が所領の「占有権」を伴うものであることについては、前出レーン法 5・2 (=AV 1・23) の「それが彼のレーンである (ことを事実であると承知している)」(ないし、「(その) 所領がその者のレーンである (と承知している)」という表現、および、同条への註・4 を参照されたい)。
- 8) この件、「レーン法」の「彼の were が彼の保証人になるべきである」が AV の「家臣は保証人を立て (るに及ば) ない」と同旨であること、また、それが (補訳に加えたように) 「彼の占有・支配している所領が担保になるから」であることは、文脈上、あるいは、前註・6 で述べたことによって明らかであろう。したがって、この件の (sin) were の語は、(所領の「占有」の事実と言わんよりは) むしろ (補訳に加えたように) 「彼 (=家臣) が占有・支配している所領」という含意が強いことも明らかであろう。(なお、こうした用例については、前出レーン法 38・4 (AV 1・94) の van sinen geweren —— これは Text., S. 61、下欄の異本では、van sinen weren となっている —— を、同条への註・2 とともに参照されたい。また、レーン法 52 の (sine ではなく) sin were という語形から、次のレーン法 53 では sin gewere の語が「(彼 = 家臣の) 保障人」

の意味で用いられていることもあって、これは「彼(=家臣)の保障人(Gewährmann)」を指すのではないか、という疑問をもたれる向きもあるかも知れないが、家臣の「保障人」は主君であって、主君自身が(自分に支払われる)「罰金」の「保証人」になる(前註・6で触れた後出レーン法69・2=AV2・58をも参照)ことはありえないから、ほんらい *sin were* と書くべきものの誤記(あるいは、次の *sin borge* と平仄を合わせたもの)、と理解すべきであろう)。ひきつづき次註・9を参照されたい。

- 9) この箇所 *se* は、直前(前註・8の箇所)の *(sin) were* の語を承けることもできるし、また、もう少し前(前註・7の箇所)の *(de) gewere* の語を承けることもできるが、この場合、家臣が(その所領が自分のレーンであることを明らかにするために)「立証する」(*behalten*)のは、「彼が(その)所領を(主君から授封されて)占有・支配していること」でなければならず、「(彼が占有・支配している)所領」ではありえない、ということを重視して、(前註・7の箇所の) *gewere* を承けたものと解した。(もちろん、*behalten* の語には「(立証して)取得、ないし、保持する」という意味もあるから、*(sin) were* を承けると解する余地もないわけではないが、それでは、言いたいことが(遠回しに言われているだけで)直裁に言われていない、という憾みを残すことになるであろう)。ひきつづき次註・10を参照されたい。
- 10) この *b-b* の件は、AVにはなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。なぜそれが補足されたのであろうか。それは、直接には、次の(現にある家臣が *lenes gewere* をもっている=レーンとして占有・支配している所領を、主君が別な家臣に封与してしまった場合を扱う)レーン法53へのつながりを滑らかにしようとしたものであろう。その場合にも、家臣が主君に対してとるべき対抗手段=証明手続は、この *b-b* の件と同じく、「家臣仲間6人と自分とも7人の証人による立証」である、と考えられるからである(前出レーン法38・3、および、(同条への註・1に訳出した)後出レーン法74・2を参照)。

しかし、「レーン法」でこの *b-b* の件に家臣による立証(手続)のことが「補足」された、ということを手がかりにして、(同じく「レーン法」で補足された)前出レーン法51まで遡って、そこから(原文の)順に(従って)、(明示的に述べられているものだけでなく、暗黙に想定されているものをも補いながら)証明手続を辿ってみると次のようになる。レーン法51:(家臣)単独(1人)の(否認)宣誓、(主君による)目撃証人(2人)と自分とも3人の証人による立証(この箇所、原文は *de herre ne behalde se op en mit tuge*)。レーン法52:(所領の「占有」を欠く家臣による)目撃証人(2人)と自分とも3人の証人による立証(前出レーン法5・2=AV1・21を参照)、(所領を「占有」している家臣による)家臣仲間(6人)と自分とも7人の証人による立証(この箇所の原文は *of he se behalt mit getuge jegen den herren*)。(次の)レーン法53:(同じく)(所領を「占有」している家臣による)家臣仲間(6人)と自分とも7人の証人による立証、(それを却けるためのレーン法廷の主宰者としての主君による)家臣(6人)と自分とも7人の証人による(家臣からの所領またはそれについての「すべての権利」が

判決によって剥奪されたことの立証。以上のように並べてみると、なぜレーン法51がレーン法52の前に補足されたのか、という問題も、自ずから解決されることになる。したがって、(逆に)このb-bの件の補足がそうした立証手続とのつながりによって触発された可能性も、まったく無視するわけにはいかないのではあるまいか。(なお、以上のような証明手続の連鎖ないし序列については、石川「人についてのゲヴェーレ・小考」、本誌37巻4号(1987年)で論じたことがある。併せて参照されたい)。

11) 前註・4を参照されたい。

お断り：本(2002)年9月から明(2003)年3月まで、(断続的にはあるが)ドイツに滞在して研究に従事することになったので、本稿の続編は54巻3号から掲載する予定である。